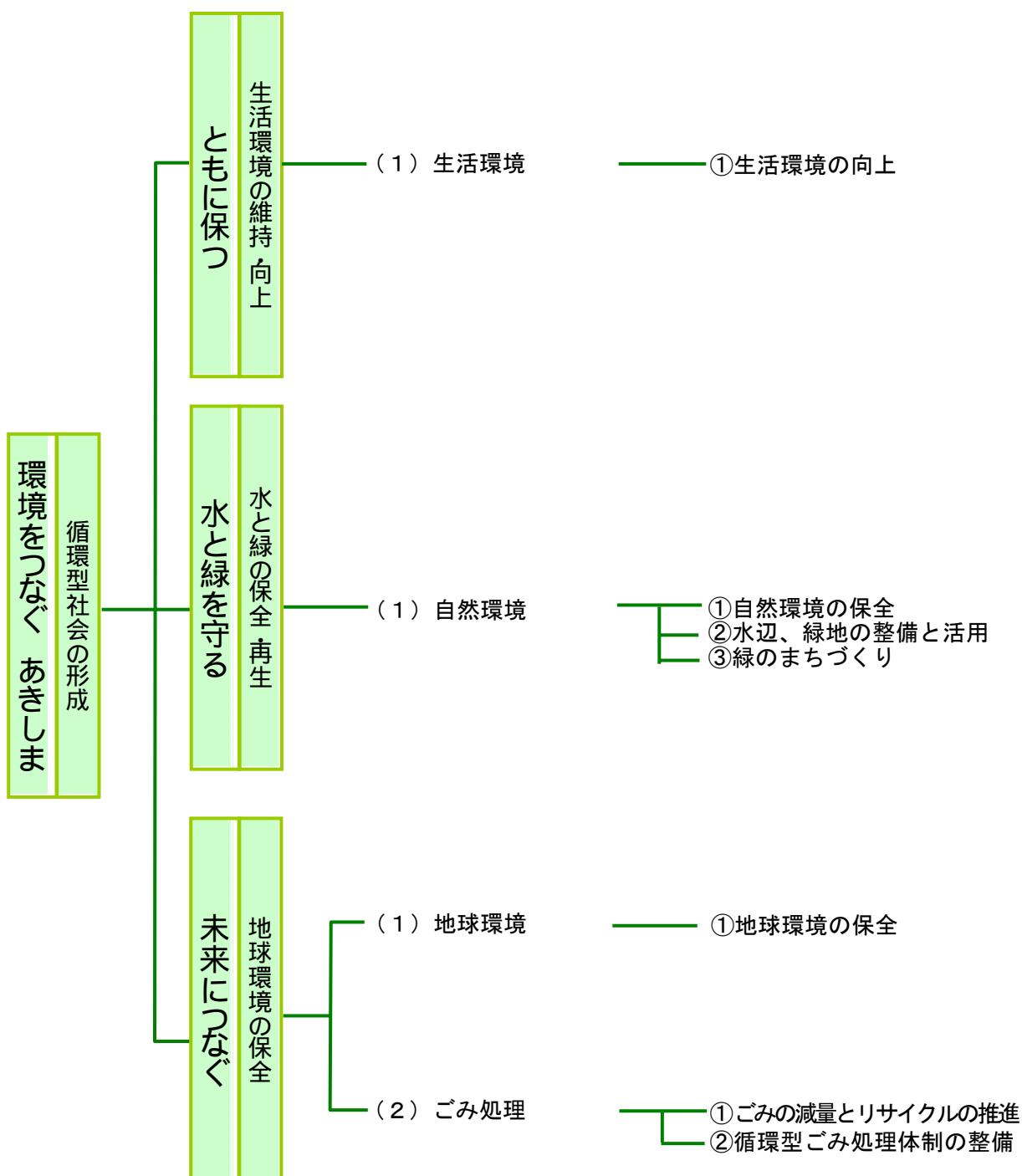


第4章

環境をつなぐ あきしま（循環型社会の形成）



1 ともに保つ（生活環境の維持・向上）

（1）生活環境

【施策の目指す姿】

良好な生活環境のもと、市民が安全・安心にいきいきと暮らしています。

【現状と課題】

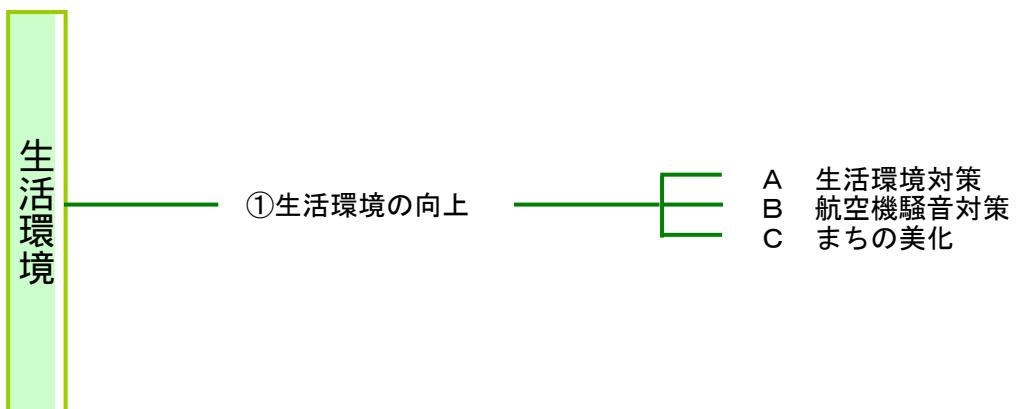
【現状】

- ◇身近な地域生活環境の維持・向上のため、**市民と協働してまちぐるみによる美化活動を推進しています。**
- ◇大気測定調査、交通騒音測定、河川などの水質調査や工場などへの立ち入り調査などを実施し、**生活環境の定期的な現状把握に努めています。**
- ◇ごみの不法投棄やたばこの吸殻のポイ捨て、犬・猫のウンチなどの問題は、市民の関心も高く、多くの自治体共通の課題となっています。
- ◇航空機騒音は、本市特有の問題として、住宅防音工事の対象区域や補助対象施設の拡大、補助額の拡充を関係機関に要請し、生活環境の向上に取り組んでいます。

【課題】

- ◎市民、団体、事業者、行政のパートナーシップにより、良好な生活環境の維持と、更なる向上に努め、これらを次世代に引き継ぐとともに、市民が、安全・安心にいきいきと生活できるよう取り組むことが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①生活環境の向上	<p>A 生活環境対策の充実</p> <p>○生活環境の現状を把握するため、大気測定調査、河川などの水質調査、交通量・交通騒音調査などを定期的に実施するとともに、工場や事業所への立ち入り調査を実施するなど、継続して市民の生活環境を注視し、必要に応じ、適切な指導を実施します。</p> <p>B 航空機騒音対策</p> <p>○航空機騒音の測定、監視、調査体制の確保に努め、基地周辺自治体と緊密な連携をはかり、航空機騒音の軽減や住宅防音工事の対象区域の拡大、民生安定対策の充実について、引き続き関係機関に要請しています。</p> <p>○平成 25 年（2013 年）度から騒音の評価指標が昼夜等の時間帯によって評価の重みが異なる時間帯補正等価騒音レベル（Lden）に変更されるため、関係機関と連携をはかりながら適切に対応します。</p> <p>C まちの美化</p> <p>○美しい景観の維持・向上に向け、まちの清掃や美化運動など、市民の主体的な活動をサポートしていくとともに、市民、団体、事業者、行政が一体となって、「ごみを捨てない人づくり」「ごみを捨てにくいまちづくり」に努めます。</p> <p>○美しいまちをめざすため、空地などの適切な管理について土地所有者などに協力を求めるとともに、道路、公園、水路など公共施設については、市民や団体、事業者と協力しながら計画的に清掃を行います。</p> <p>○犬や猫の飼い主に対する飼育マナーに関する啓発を行い、心ない飼い主によるウンチ公害や無責任な餌やりをなくすよう努めます。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
公害苦情相談受付件数	116 件 ※1		100 件
公共用水域、大気、交通騒音における環境基準の達成度	公共用水域 93.3% 大 気 100% 騒 音 87.5% ※2		公共用水域 100% 大 気 100% 騒 音 100%
市内クリーン運動に参加した市民の数	2,901 人 ※3	3,800 人	5,000 人

※1 事務報告書（平成 20 年度）による。

※2 公共用水域（1 箇所）、大気（1 箇所）、交通騒音（8 箇所）について、市で計測した調査項目 × 日数を分母とした達成度。環境課（平成 21 年）による。

※3 環境課（平成 21 年度）による。

2 水と緑を守る（水と緑の保全・再生）

(1) 自然環境

【施策の目指す姿】

市民、団体、事業者、行政の協働により、緑が保全されるとともに、まちの中に緑や花が広がり、さわやかなまちづくりが進んでいます。
また、用水路沿いなどには良好な水辺景観が形成され、市民の憩いの場となっています。

【現状と課題】

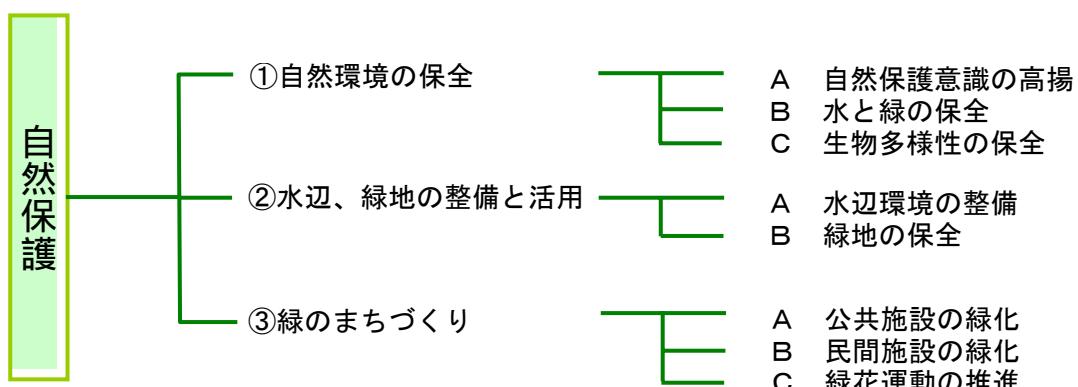
【現状】

- ◇昭島市では「水と緑の基本計画」を策定し、昭島が誇れる水と緑の保全・再生に努めています。
- ◇多摩川の水源地域である奥多摩で植林や森林の維持作業を実施し、水源林を守るとともにその大きさを体験しながら学ぶ「奥多摩・昭島市民の森」事業や、「水辺の楽校」事業、環境パンフレットの作成などを通じて、自然保護意識の普及・啓発を図り、自然を大切にする心を市民とともに育んでいます。
- ◇恵まれた清流や湧水地など、うるおいのある水辺の環境や、市内に残された貴重な樹林地や緑地については、市民の協力を得ながらその保全に努めています。
- ◇多摩川の河川敷や緑地は、市民の憩いの場や自然とふれあえるレクリエーション空間として、その活用をはかっています。

【課題】

- ◎自然の恵みを持続して享受するためには、健全で豊かな生態系と生物多様性が維持されることが必要です。恵み豊かな生物多様性を保全し、自然と共生する社会の実現が求められています。
- ◎学校などの公共施設については、緑化を推進するとともに、民間施設にも緑化推進の働きかけを行っており、今後も地域ぐるみで緑化に取り組むことが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①自然環境の保全	<p>A 自然保護意識の普及、啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭島に残された貴重な自然を保護するため、自然保護意識の普及、啓発に努めます。 ○自然保護などで活動する市民団体などへの支援に努めるとともに連携をはかります。 <p>B 水と緑の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○用水路などの水辺の環境や、多摩川の河川敷、玉川上水の緑を保全し、野鳥や水生生物など、様々な生き物が生息できるよう努めます。 ○残された湧き水の重要性を啓発するとともに、所有者などの協力を得て、その保全に努めます。 ○樹林、樹木、生け垣などの緑については、市民と一緒にとなってその保全に努めるとともに、保存樹林、保存樹木の指定を推進します。 ○東京都に対し緑地保全地域の指定拡大及び公有化をはかるよう要請するとともに、貴重な樹林地については、緑化推進基金の活用などにより公有化をはかります。 ○引き続き、森林での体験を通して水源林保全や地下水涵養について学ぶ「奥多摩・昭島市民の森」事業の推進をはかるとともに、自然のサイクルを活かし、地下水 100%の水道水を守るため、雨水の循環を進めています。 <p>C 生物多様性の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球が育んできた生物多様性の恵みを持続的に享受し次世代に引き継ぐため、身近な体験などを通じて、将来を担う子どもたちをはじめ、すべての市民が生物多様性に対する理解を深めるように努めます。
②水辺、緑地の整備と活用	<p>A 水辺環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多摩川や玉川上水は水の流れを軸に豊かな緑が形成されていることから、水と緑のネットワーク形成を先導する主軸と位置づけ、関係機関と連携し、その整備と保全に努めます。 ○用水路の適正な維持管理を推進し、市民に親しまれる水辺環境の整備をはかります。 ○今後進められるまちづくり事業などにおいて、新たな水辺景観の整備を検討します。 <p>B 緑地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多摩川の河川敷や緑地は、市民の憩いの場や自然とふれあえるレクリエーション空間として、引き続きその活用をはかります。 ○多摩川沿いの崖線に連続する樹林地などの保全に努め、市民の協力を得ながらその維持をはかります。

③緑のまちづくり

A 公共施設の緑化

○学校などの公共施設は緑化推進のモデルとして位置づけ、市街地における緑のシンボルとして緑化に努めます。また、駅前広場については、人々がふれあい憩う、目に見える緑の空間として、その整備と活用を図ります。

B 民間施設の緑化

○緑と調和した良好な街並みが形成されるよう生け垣やベランダの緑化など、道路に面した敷地際の緑化を促進するとともに、建物の緑化などについて引き続き働きかけます。

C 緑花運動の推進

○緑化推進のために、緑化推進協力員や緑のボランティアの活力をいかし、市民参加による緑化を進めます。

○花の応援事業や街角ふれあい花壇事業の実施により、地域ぐるみ、市民ぐるみで緑と花のまちづくりを進めます。

[政策指標]

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
市域のみどり率	44.32% ※1	➡ (現状を維持)	➡ (現状を維持)
保存樹木の数	117本 ※2	125本	150本
水辺景観整備延長（下の川、水辺の散歩道、福島景観）	1,608m ※3	➡	3,000m
一般家庭・民間事業所に対する雨水浸透施設助成数	232基 ※4	➡	600基
公有化等崖線緑地面積	10,457 m ² ※2	➡	15,000 m ²

※1 環境課（平成15年）による。

※2 環境課（平成21年）による。

※3 建設課（平成20年度）による。

※4 下水道課（平成20年度）による。

3 未来につなぐ（地球環境の保全）

（1）地球環境

【施策の目指す姿】

地球環境に配慮したやさしいまちづくりが進められています。

【現状と課題】

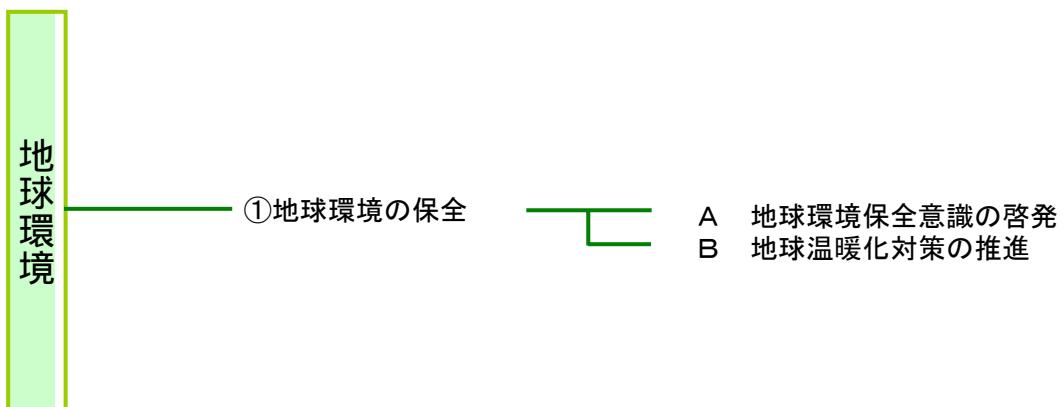
【現状】

- ◇昭島市環境基本計画に基づき、環境保全の啓発事業や環境学習の推進、地球温暖化対策のための施策に取り組んでいます。
- ◇環境緑花フェスティバル、環境パネル展などの開催や「昭島市の環境」の発行により、良好な環境を次代に引き継ぐことの大切さを伝え、市民の地球環境保全に対する意識の啓発に取り組んでいます。
- ◇昭島市では、率先して「エコ通勤」や「エコドライブ」などを実施し、公共施設での雨水の再利用や太陽光発電の導入に努め、省資源・省エネルギーの推進に取り組んでいます。
- ◇環境の大切さを子どもの頃から学んでもらうため、学校ではキッズISOなどにも取り組んでいます。
- ◇太陽光発電などの新エネルギーの導入促進や「省エネ家計簿」等の施策により、家庭での地球温暖化対策を推進しています。

【課題】

- ◎地球環境を保全していくために温室効果ガス削減などの施策を総合的に推進し、良好な地球環境を次代に引き継いでいくことが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①地球環境の保全	<p>A 地球環境保全意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「昭島市の環境」の発行やイベントなどの開催をとおして意識啓発に努めるとともに、事業者と協力し、ISO14001など環境管理システムの普及に努めます。 ○自らの生活と地球環境との関わりについて、子どもの頃から理解と認識を深める環境学習を進めるとともに、地域を知り、地域への関心を高める機会をつくるように努めます。 ○市民が自ら取り組む環境活動を支援し、市民との連携により、地球にやさしい活動を地域から発信し、推進していきます。 <p>B 地球温暖化対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予定されている環境基本計画の改定に際し、地域における地球温暖化対策を新たに盛り込み、その計画的な推進に努めます。 ○省資源・省エネルギー型のライフスタイルの普及・啓発に努め、地域における環境保全の取組みを幅広く支援し、市民との連携のもと、暮らしと環境の調和をはかります。 ○引き続き「エコ通勤」や「エコドライブ」の推進、市庁用車への低公害車の導入に努めるとともに、市民、団体、事業者、行政が連携し、地球環境に負荷を与えない取り組みを推進します。 ○昭島市の公共施設においては、太陽光発電などの新エネルギーの導入や雨水の循環利用などを進める一方、“エネルギーの地産地消”を理想に、民間事業所や一般家庭への新エネルギーなどの普及促進に努めます。 ○温室効果ガス吸収源としての「奥多摩・昭島市民の森」事業を継続します。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
昭島市の公共施設が排出する温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）	11,377,605 kg-CO ₂ ※1		
市施設における太陽光発電施設の能力	10 kwh ※2		150 kwh

※1 環境課（平成20年度）による。

※2 環境課（平成21年度）による。

(2) ごみ処理

【施策の目指す姿】

ごみ処理に対する市民の意識が高まり、市民、団体、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を十分に認識し、相互の連携と協働により、ごみの減量とリサイクルが推進されています。

【現状と課題】

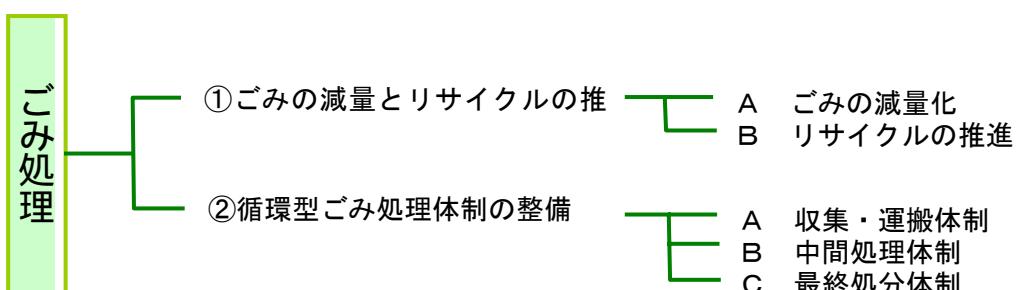
【現状】

- ◇市民や団体、事業者の協力により、ごみの排出量は減少傾向を示していますが、市民一人当たりのごみ排出量を多摩地域の市町村で比較すると、家庭系ごみはほぼ平均値であり、事業系ごみは平均値を上回っています。
- ◇家庭ごみの有料化や戸別収集の実施（集合住宅を除く。）により分別の徹底が図られるとともに、**多摩地域（25市1町）のごみ処理施設から排出される焼却残さを再生利用する東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設の稼動**により総資源化率は大幅に向上しました。
- ◇資源の循環利用を推進するとともに、市民と協働して資源循環型のまちづくりに取り組む拠点施設として、環境コミュニケーションセンターが平成23年度に稼働し、さらに、周辺部を一体的に「武蔵野の自然環境再生のシンボル拠点」エコ・パークとして、地域コミュニティの形成と環境共生型の公園づくりを進めています。

【課題】

- ◎資源循環型のまちづくりを進めるため、今後ともゴミの減量化への取組みや、さらなる資源化の推進が必要となっています。
- ◎ごみの収集運搬や処理にともなう環境負荷をできる限り低減し、効率的で効果的なごみ処理体制の確保に努めていく必要があります。
- ◎環境コミュニケーションセンターの整備により、不燃ごみやプラスチックなどの適正かつ効率的なリサイクルを推進するとともに、ここを拠点として、市民、団体、事業者、行政のネットワークを構築し、相互の連携と協働により3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、資源循環型のまちづくりを進める必要があります。
- ◎可燃ごみの中間処理施設となる清掃センターについては、ストックマネジメントの考え方により、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時に基幹的設備を更新することにより、施設の延命化と財政支出の節減をはかるとともに、延命化後の施設の将来展望についても検討を進める必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①ごみの減量とリサイクルの推進	<p>A ごみの減量化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭系ごみの排出量については、多摩地域の自治体のほぼ平均の値となっていますが、今後とも多摩地域の上位を目指し、家庭系ごみの減量化をより一層進めています。 ○事業系ごみの排出量については、多摩地域の自治体の平均を4割ほど上回っています。市内の産業形態にも影響を受けてはいますが、事業者の計画的な減量を促進し、事業系ごみのより一層の排出抑制に努めます。 ○環境コミュニケーションセンターなどを拠点に市民、団体、事業者、行政のネットワークを構築し、相互に連携、協力して情報提供や環境学習を進め、ごみ減量意識の高揚に努めます。 ○コンポストや電動式生ごみ処理機の補助制度により生ごみの減量化を進めるとともに、事業者に対しても包装の簡素化、店頭回収の推進、再生品の販売などの協力を求めていきます。また、廃棄物減量等推進員制度の活用により、ごみ減量施策の一層の推進をはかります。 <p>B リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境コミュニケーションセンターの活用により、適正かつ効率的なリサイクルの推進に努めます。 ○市民との連携により分別の徹底を図るとともに、技術的、財政的に可能な範囲でさらなる資源化施策の研究・検討に努めます。 ○事業系ごみの分別の徹底をはかるとともに、リサイクルに関する事業者の自主的な取組みを支援し、事業者との適切な役割分担に基づく、事業系ごみの資源化を推進します。 ○資源回収制度の効果的、効率的な運営に努め、市民、団体、事業者、行政の連携と協力により、地域におけるリサイクル活動の推進をはかります。
②循環型ごみ処理体制の整備	<p>A 収集・運搬体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境への負荷の低減や公衆衛生の向上だけでなく、まちの美観や安全性にも配慮し、市民の意見を踏まえた収集体制や分別区分など、ごみ処理サービスの質的強化と市民の満足度の向上に努めます。 <p>B 中間処理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○清掃センターと環境コミュニケーションセンターについては、周辺環境に配慮し、施設の性格や現状に合わせた適切な管理と運営を行うとともに、適正な中間処理体制の確保に努めます。 ○清掃センター焼却炉の延命化後の将来展望について検討を進め、新たな可燃ごみ処理施設の整備計画を策定します。

C 最終処分体制

○東京たま広域資源循環組合と協力し、焼却灰のエコセメント化事業を推進するとともに、ごみの最終処分量の縮減に取り組み、最終処分場の延命化をはかります。

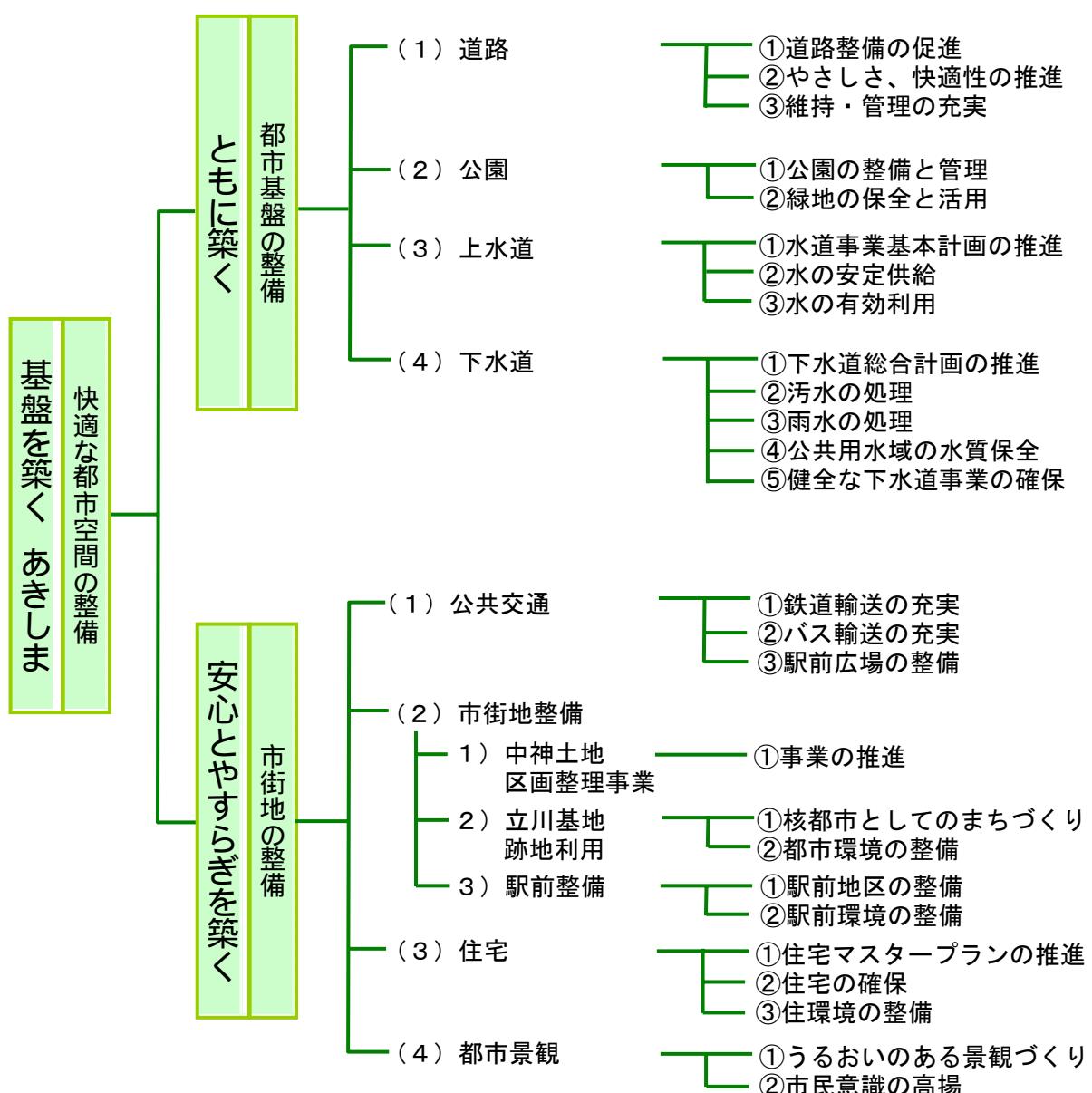
【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
家庭系ごみの排出量（1日1人当たり）	658 g/人日 ※1		573 g/人日
事業系ごみの排出量	8,635 t/年 ※1		5,700 t/年
リサイクル率（総資源化率）	35.7% ※1		49.0%

※1 清掃センター（平成20年度）による。

第5章

基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）



1 ともに築く（都市基盤の整備）

(1) 道路

【施策の目指す姿】

すべての人が、安全で快適に利用できる道路環境が形成されています。

【現状と課題】

【現状】

◇昭島には、広域幹線道路として国道1路線と都道8路線があり、**1,267路線**の市道がこれらと連携しネットワークを形成しています。

◇都市計画道路は、地域の骨格を形成する重要な道路として19路線、総延長にして**35,930m**が都市計画法に基づき計画決定されています。また、その施行率は、**平成22年(2010年)**度で**62.32%**となっています。

【課題】

◎道路は、地域の交通を支えるとともに、災害時における防災空間やライフライン施設としての機能を併せ持ち、地域の防災性を高めるための重要な役割を担っています。また、その整備にあたっては、環境への配慮や安全性の向上、ユニバーサルデザインの視点といった要素も欠くことができません。

◎市民生活や産業活動など、都市の営みを安定して支えていくため、国や都に国道や都道の整備促進を要請するとともに、市道の計画的な整備と適切な維持・管理が必要となっています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①道路整備の促進	<p>A 国道・都道の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国道及び都道については、歩行者の安全対策や通過車両の騒音対策の徹底など、人に優しい安全で快適な交通環境の維持、向上について、国や東京都に要請します。 ○広域的な幹線道路である国道 16 号（東京環状線）については、小荷田・松原地区の拡幅事業の促進を、継続して国に要請します。 ○東京都に対しては、引き続き都道 152 号線（中神停車場線）の拡幅整備と中神駅南口駅前広場の整備の促進を要請します。 ○立川基地跡地昭島地区市街地整備事業においては、昭島都市計画道路 3・2・3 号（国営公園南線）及び昭島都市計画道路 3・2・11 号（国営公園西線）の早期事業化について、関係機関と協議を進めます。 <p>B 市道の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の体系的整備と安全で快適な生活道路網の充実に努め、うるおいとゆとりのある道路空間の確保をはかります。 ○市道の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した歩行者の安全対策や地域の特色を活かした景観づくりをはかるとともに、幹線道路については、歩車道の分離による安全で快適な歩行空間の確保に努めます。 ○市道昭島 46 号（昭島都市計画道路 3・4・2 号）については、国道 16 号拡幅整備事業の進捗状況などを勘案しつつ早期完了に努めます。 <p>C 私有道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域交通の円滑化と生活環境の充実を図るため、「昭島市私道整備に関する規則」に基づき、私有道路の整備を実施します。
②やさしさと快適性の推進	<p>A 道路施設の改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ○狭隘道路の拡幅や交通支障箇所の解消に努めるとともに、道路照明の適切な設置や安全施設の充実をはかります。 ○ユニバーサルデザインの視点に基づき、道路のバリアフリー化に努めるとともに、ローマ字併記による道路案内表示やデザイン・景観に配慮したコミュニティサインの整備などを進め、利便性と快適性の向上に努めます。 ○必要に応じ、雨水浸透施設の設置や歩道などの透水性舗装を進め、雨水の地下還元をはかります。 ○うるおいやすらぎのある街並みを創出するため、地域性や連続性に考慮しながら、街路樹や植樹帯などによる緑化を進めます。 ○歩行中の休憩場所や市民のふれあいの場となるポケットパークについては、地域に根ざした維持・管理に努めるとともに、その整備にあたっては、地域に愛着をもってもらえるようなモニュメントの設置についても検討していきます。

	<p>B 快適な歩行空間の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○だれもが安全・快適で円滑に移動ができるように、歩道の段差解消や勾配の緩和に努めるとともに、歩行に支障となる電柱の移設や架空線の地中化などについて関係機関と協議をすすめます。 ○公園や公共施設などに面した道路については、それらの敷地の活用なども検討し、快適で安全な歩行空間の確保をはかります。 ○国道や都道の道路管理者と協力しながら、道路の美化や不法投棄の防止に努め、ポイ捨てのない美しい道路環境の維持に努めます。 ○広い歩道には、歩行中の休息場所としてベンチを設置するなど、散歩したくなるような魅力ある歩道空間の形成に努めます。 ○環境にやさしい乗り物としての自転車の適切な利用を推進するため、歩行者の安全確保に配慮しつつ、自転車の歩道通行が可能となるように努めます。 ○多摩川堤防上などの遊歩道について適切な維持・管理に努めるとともに、市街地における昭島の誇れる水と緑を体感しながら散策ができる遊歩道の整備を検討します。
③維持・管理の充実	<p>A 道路台帳などの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路台帳の適切な更新をはかるとともに、システムの見直しなど、道路管理事務の円滑化に努めます。 ○地図情報システムの効率的な活用をはかり、道路施設や、上下水道施設などの一体的な管理に努めます。 <p>B 道路の維持・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路パトロールの定期的な実施により、破損箇所の早期発見と早期改修をはかるとともに、幹線道路については計画的な改修を進め、道路の適切な維持・管理に努めます。 ○快適な都市生活を支える上下水道、電気、ガスなどの道路占用施設については、関係機関と調整し、協力するなかで、適切な維持・管理と耐震化を兼ね備えた整備の促進に努めます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
都市計画道路の執行率	62.32% ※1		71.0%
歩道の延長距離	70,079m ※2	72,000m	74,500m

※1 計画決定延長に対する施工済延長比を示す。都市計画課（平成22年度）による。

※2 管理課（平成22年3月）による。

(2) 公園

【施策の目指す姿】

公園や緑地が市民の憩いの場となり、地域にうるおいとやすらぎを与えていきます。

【現状と課題】

【現状】

◇昭島には、25の都市計画公園と2つの都市計画緑地があります。都市計画公園、都市計画緑地は、その規模、位置、内容などを都市計画として定め、計画的に整備していくとするものです。平成21年（2009年）1月1日現在の都市計画公園の開設面積は83.28ha、都市計画緑地の供用開始面積は16.79haとなっています。

◇昭島には、平成21年（2009年）1月1日現在、都市公園法に基づく都市公園が33園（うち3園が都市計画緑地内にあり、17園が都市計画公園となっています。）、昭島市児童遊園条例に基づく児童遊園が49園（うち5園が都市計画公園内にて開園しています。）あり、都市公園の開設面積は450,951m²、児童遊園の開設面積は38,971m²となっています。

◇公園の設置状況を市民一人当たりの公園面積で見ると、平成21年（2009年）度では、10.01m²で、多摩26市の平均6.57m²を上回り、面積の広い方から5番目となっています。

【課題】

◎公園・緑地には、都市生活に潤いや安らぎをもたらすレクリエーションの場としての役割や、生態系の保全など環境保全の役割に加え、都市防災の拠点としての役割や都市景観を形成する役割などがあり、まちづくりにおいて公園・緑地の果たす役割は極めて大きいものがあります。

◎市民がやすらぎと豊かさを実感できるように、公園や緑地の整備に努める必要があります。

◎市民が身近な公園として親しんでいる都市公園や児童遊園については、その適切な維持・管理に努めるとともに、清掃などについては、市民との協働による、地域に根ざした事業の推進をはかる必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①公園の整備と管理	<p>A 都市公園・児童遊園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市公園や児童遊園については、計画的な整備に努めます。 ○公園の整備にあたっては、ユニバーサルデザインや防災の視点に配慮するとともに、地域の特性をいかし、個性と魅力のある公園となるよう努めます。 ○地域との連携により、市民の意見を反映した、市民参加の公園づくりに努めるとともに、アダプト事業による公園の美化・清掃作業などの推進をはかります。 ○市民が身近な公園に親しみを持ち、市民のふれあいの場として積極的に活用されるように、トイレや遊具などの施設や緑の適切な維持・管理をはかり、明るく魅力的な公園の保持に努めます。 ○昭島のシンボル的な公園である昭和公園については、さらにゆとりとやすらぎのある、多目的に利用できる公園を目指し、「昭和公園整備構想」に基づく計画的な整備を進めます。 <p>B 国営昭和記念公園等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国営昭和記念公園の早期全面開園に向けて、関係機関に整備の促進を要請していきます。 ○立川基地跡地の昭島地区の整備にあたっては、調節池の平常時利用や国営昭和記念公園の連携にも配慮した公園の整備について、関係機関に要請していきます。 <p>C 公園などの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都営住宅の再整備や、民間の新たな開発行為などにあたっては、できる限り公園や広場などが確保できるように、関係者との調整をはかります。 ○緑豊かな美しいまちなみを築くため、公園や広場など身近なオープンスペースは、緑を育む空間として位置づけ、その確保に努めます。
②緑地の保全と活用	<p>A 緑地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭島に残された貴重な緑地は、生態系を維持し、生物多様性を保持する空間としてできる限りその保全に努め、次世代に引き継いでいきます。 <p>B 多摩川河川敷の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多摩川の河川敷については、国が策定した多摩川水系河川整備計画に基づく機能空間区分に配慮し、水辺の環境の保全に努めるとともに、市民が緑とふれあい、スポーツやレクリエーションを楽しむ空間としての活用について、調整をはかります。

[政策指標]

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
市民一人当たりの公園面積	10.01 m ² ※1		10.5 m ²
都市計画公園の開設面積	83.3ha ※2		85.0ha

※1 多摩地域データブック（平成 21 年版）による。

※2 都市計画課（平成 22 年 4 月）による。

(3) 上水道

【施策の目指す姿】

地下水 100%の安全でおいしい水が安定供給されています。

【現状と課題】

【現状】

◇昭島市の水道事業は、昭和 29 年（1954 年）に計画給水人口 2 万人、1 日最大給水量 4,000 m³、一人 1 日最大給水量 200ℓ の事業認可を受け、同年 11 月から給水を開始し、昭和 63 年（1988 年）には普及率 100% を実現しました。

◇人口の増加にともない、給水人口は微増傾向にありますが、節水意識の定着や節水型機器の普及により、一人 1 日あたりの使用水量は減少傾向にあります。

◇水道水源は、給水開始以来 100% 地下水が使用されています。それにより、安全でおいしい水道水が低廉で安定的に給水されてきました。

◇施設の耐震化を計画的に進めるとともに、東京都水道局や周辺の水道事業体との応援協定を締結するなど、災害時の応急給水体制や応急復旧体制の強化に努めています。

◇昭島市水道事業基本計画が平成 19 年（2007 年）度に取りまとめられ、水道事業の計画的な推進がはかられています。

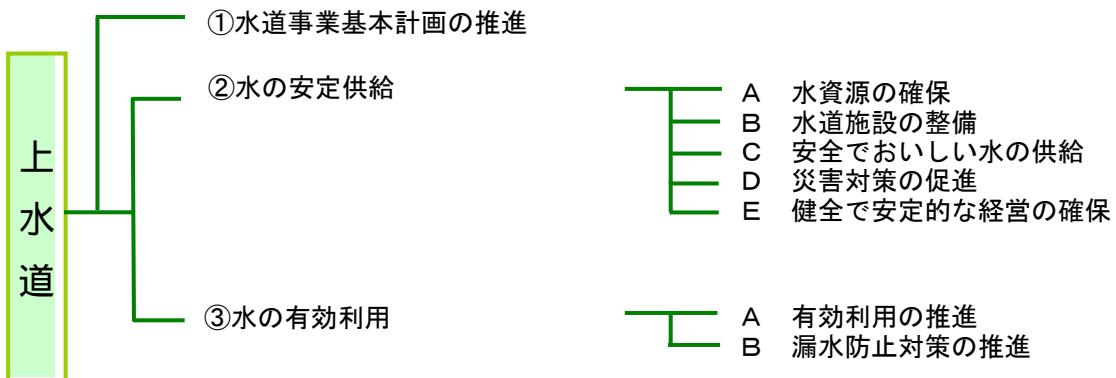
【課題】

◎水道事業に関しては、昭島の宝である地下水 100% のおいしい水を将来にわたって維持し、次代に引き継ぐことが求められています。

◎地下水 100% の水道を維持していくため、雨水浸透ますや雨水貯留槽の設置により、雨水の循環利用などを推進し、地下水の保全と節水に努める必要があります。

◎安全で安心な水を安定して供給するために、施設の計画的な改修や配水管の耐震化などを推進するとともに、水質検査など安全性保持の取組みも適切に実施する必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①水道事業基本計画の推進	<p>「水道事業基本計画」に基づき、水道事業の計画的な運営と課題の解決に努めます。</p>
②水の安定供給	<p>A 水資源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下水の揚水量を適正に保つとともに、水源井（水源とする井戸）の調査を定期的に実施し、しゅんせつやポンプの改修を計画的に実施するなど、水源施設の適切な維持・管理に努めます。 ○水資源の確保のため、雨水浸透施設の設置など地下水の涵養をはかるとともに、「奥多摩・昭島市民の森」事業への積極的な協力をはかります。 <p>B 水道施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断・耐震化を含め、配水場の計画的な更新を進めるとともに、老朽管の更新も継続していきます。 ○配水管網整備計画に基づき、必要な配水管網の整備に努め、配水水圧の均一化をはかります。 <p>C 安全でおいしい水の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期的な水質検査の実施により、原水の水質監視に努めるとともに、事業者などに地下水汚染防止のための適切な措置を求めていきます。 ○水道水については、定期的な水質検査に加え、自動水質監視装置による常時監視を継続し、水道水の安全性を保持します。 ○おいしい水の給水を目指し、集合住宅などで、貯水槽を経由せず配水管から直接給水する直結給水方式への切り替えを促進します。 <p>D 災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水道施設及び管路の計画的な耐震化を進め、自家発電設備や災害対策用飲料貯水槽の適切な維持・管理に努めるとともに、危機管理マニュアルに基づく職員研修の充実など、応急給水体制や応急復旧体制の強化に努めます。 <p>E 健全で安定的な経営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全でおいしい水を低廉な水道料金において安定して給水していくため、さらなる業務の効率化や事業及び財政運営の計画的な執行に努め、健全で安定的な経営の確保に努めます。 ○事業計画や財政計画の基礎となる水道需給計画については、人口の推移や社会の動向を適切にとらえ、定期的な見直しをはかります。

③水の有効利用

A 有効利用の推進

- 市民や事業者に「水を大切にして無駄に使わない」、水の有効利用の意識を高め、地下水100%の水道事業の維持に努めます。
- 雨水貯留槽の設置を助成し、雨水の再利用に関する意識の啓発を進めるとともに、大規模な公共施設の整備にあたっては雨水利用施設の設置に努めるなど、都市の貴重な水資源として雨水の有効利用を進めます。

B 漏水防止対策の推進

- 配水管や給水管の漏水調査を継続して実施し、漏水の早期発見に努め、漏水防止対策の推進をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
市民一人当たりの1日水道使用量	316ℓ ※1	300ℓ	290ℓ
水道管の耐震化率	21.2% ※2	27%	33%

※1 水道部（平成21年度）による。

※2 耐震管(離脱防止機構付ダグタイル鋳鉄管)の布設割合。水道部（平成21年度）による。

なお、比較的地震に強いといわれているダクタイル鋳鉄管（離脱防止機構がないものも含む。）及び鋼管の布設割合は89.0%となっており、全国的にも高いレベルにあります。

(4) 下水道

【施策の目指す姿】

下水道事業が安定的に運営され、うるおいのある環境のもと、市民が快適な生活をおくっています。

【現状と課題】

【現状】

- ◇昭島市では、昭和47年（1972年）度から下水道事業に着手し、流域関連公共下水道として、汚水と雨水の分流方式による整備を進め、汚水の整備は平成14年（2002年）度末時点ではほぼ100%完了しました。
- ◇雨水については、雨水幹線を中心に整備を進めています。平成20年（2008年）度末の雨水の整備率（整備済面積の割合）は40.2%ですが、雨水幹線の整備率（整備済延長の割合）は70.8%となっています。
- ◇雨水整備の目標は、時間雨量50mmとしています。時間雨量50mmを超える激しい集中豪雨は、近年では平成10年（1998年）に2度発生しています。
- ◇平成20年（2008年）度末の水洗化率は98.1%となっており、市民のほとんどの方に下水道を利用させていただいている。

- ◇昭島市下水道総合計画が平成21年（2009年）度に取りまとめられ、下水道事業の計画的な推進がはかられています。

【課題】

- ◎浸水被害の軽減や解消を目指し、雨水施設の整備に努めるとともに、都市型水害（ゲリラ豪雨）への対応も必要となっています。
- ◎水洗化率100%を目指し、引き続き、下水道の接続促進に努めていく必要があります。
- ◎限られた予算の中で適切に事業を運営していくため、施設の計画的な維持・管理に努め、事業の継続性を確保していく必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①下水道総合計画の推進	「下水道総合計画」に基づき、下水道事業の計画的な運営と課題の解決に努めます。
②汚水の処理	<p>A 汚水管きょの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中神土地区画整理事業の道路整備にあわせ、道路管きょの整備を進めます。 ○立川基地跡地昭島地区の土地利用計画の進捗状況にあわせ、当該地区的事業認可を取得し、汚水管きょの整備を進めます。 <p>B 水洗化の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水洗化率 100%を目指し、未接続世帯や事業者に対し効果的な啓発や指導を行い、水洗化の普及促進に努めます。 <p>C し尿の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道の普及促進をはかりつつ、し尿の衛生的な収集処理を進めます。 ○建替えやイベントの実施にともない設置される仮設トイレの水洗化について、協力を要請していきます。
③雨水の処理	<p>A 雨水管きょの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、雨水幹線の優先的な整備に努めます。 ○低地盤地区や雨水排除能力の低い地域などの把握に努め、雨水枝線の優先順位を検討し、その計画的な整備に努めます。 <p>B 浸水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市型水害（ゲリラ豪雨）への対策として、雨水貯留施設や雨水浸透施設などの整備を推進し、雨水の流出抑制と地下還元をはかります。
④公共用海域の水質保全	<p>A 河川水質の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携と協力により、適切な下水処理を実施し、多摩川及び残堀川の水質の保全をはかります。 ○基準を超える物質が下水道に放流されないように、下水排水施設の適正な使用と排水基準の遵守について指導と啓発に努め、昭島全体の水質の維持・向上に努めます。 <p>B 汚水の高度処理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、東京都に対して、処理水の再利用や下水の高度処理などの促進を要請し、水の有効利用と多摩川の水質向上をはかります。

⑤健全な下水道事業の確保

A 下水道施設の最適化

- テレビカメラや目視による調査を計画的に進め、その結果を下水道台帳で一元管理し、施設の計画的な維持・管理を進めます。
- 施設の老朽度を勘案し、適切な時期に施設の延命化や更新をはかり、下水道事業のコスト削減に努めます。

B 耐震化の推進

- 重要な幹線管路の計画的な耐震化に努め、避難所や防災拠点の廃水を受け入れている管きょの流下機能の確保をはかります。
- 災害対応訓練の実施や災害事の応急復旧に必要となる資機材の確保に努め、災害時に被害を最小限にとどめ、下水道事業の早期復旧がはかれる体制の整備を進めます。

C 下水道事業の継続性の確保

- 老朽施設の更新や耐震化の推進など、限られた予算の中で適切な事業を実施していくため、下水道事業の効率的な経営に努めます。
- 将来にわたり、安定した下水道事業を継続していくため、財政分析や経営収支の見通しを踏まえた財政計画と事業計画を策定し、計画的で効率的な事業の展開をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
公共下水道雨水幹線整備率	72.5% ※1		90%
避難所・防災拠点の排水を受け入れる管きょの流下機能を確保すべき路線の耐震化率	7% ※1	60%	90%

※1 下水道課（平成21年度）による。

2 安心とやすらぎを築く（市街地の整備）

（1）公共交通

【施策の目指す姿】

環境に配慮した公共交通ネットワークが整備され、市民が目的地にスムーズに移動することができます。

【現状と課題】

【現状】

◇昭島の鉄道各駅（西立川駅を含む。）における乗降客数は増加傾向を続け、平成 20 年（2008 年）度における 1 日平均の乗降客数は約 19 万人となっています。また、JR や西武鉄道など 4 路線の結節点である拝島駅の 1 日平均の乗降客数は約 9 万人で、鉄道は市民の生活を支える重要な交通手段となっています。

◇昭島では、駅を中心にバス会社 4 社の路線網が伸びています。平成 20 年（2008 年）度における昭島の路線延長は 188.49km、停留所は 604 箇所、一日あたりの平均の輸送人員は約 17,600 人となっています。

◇昭島市では、交通不便地域の解消に向け、平成 13 年（2001 年）度から、バス会社に委託し、コミュニティバス（A バス）の運行を開始しました。平成 20 年（2008 年）5 月には、東ルート・西ルートに加え、北ルートの運行を開始し、全体で 3 系統の運行となっています。平成 20 年（2008 年）度における A バスの輸送人員は年間で約 146,000 人、1 日あたり約 400 人となっています。

【課題】

◎鉄道は、省エネルギーで経済的な大量輸送交通機関として、都市部の交通環境を支えています。鉄道機能のさらなる充実に向け、沿線の自治体と一体となった広域的な取組みが必要とされています。

◎バス交通は、駅までの交通アクセスの手段であるとともに、商業施設や病院、公共施設などを結ぶ日常生活の足として重要な役割を果たしています。高齢化社会を向かえ、また環境面からもその有効活用が求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①鉄道輸送の充実	<p>A 輸送力の増強</p> <ul style="list-style-type: none"> ○混雑緩和に向け、電車の増発や長編成化による輸送力の増強について、沿線自治体と協力しながら関係機関に要請します。 <p>B 鉄道利用者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鉄道利用者の利便性の向上に向け、都心への直通電車や快速電車の増発、ユニバーサルデザインに基づく駅舎のさらなる改善について関係機関に要請します。 ○ＪＲ八高線の拝島駅、小宮駅間の新駅設置について、引き続き関係機関に要請します。
②バス輸送の充実	<p>A 交通アクセスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の交通需要に対応したバス路線の保持に努め、鉄道各駅や病院、公共施設への交通アクセスの確保をはかります。 ○市民が利用しやすい公共交通を目指し、定時運航の確保に向けた環境の整備に努めます <p>B バス利用者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢化などとともに生活サイクルの変化にあわせた運行数の確保や、ユニバーサルデザインに基づく高齢者などに優しい車両の導入など、利用者の利便性の向上をバス会社に要請していきます。
③駅前広場の整備	公共交通の結節点となる駅前広場については、ユニバーサルデザインやターミナル性に配慮し、市民の意見を反映した使いやすい施設となるような整備に努め、公共交通の一体的な機能充実に努めます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
鉄道各駅の1日あたりの乗降客数	189,850人 ※1	195,000人	200,000人
昭島のバス路線の一日あたりの利用者数	17,572人 ※1	18,000人	18,500人

※1 統計あきしま（平成20年度版）による。

(2) 市街地整備

【施策の目指す姿】

賑わいと魅力のある良好な市街地が形成されています。

1) 中神土地区画整理事業

【現状と課題】

【現状】

◇昭島市では、道路や公園、広場などの公共施設と宅地の一体的な整備により、良好な生活環境を形成するため、「昭島都市計画中神土地区画整理事業」として、JR青梅線中神駅北側の約144.7haの区域において、昭和39年（1964年）から区画整理事業を実施しています。

◇中神土地区画整理事業では、施行地区を第一工区（工場地区80.3ha）、第二工区（住宅地区45.5ha）第三工区（立川基地跡地隣接地区18.9ha）の三つの工区に分割し事業を進めています。第一工区は昭和62年（1987年）に整備が終了し、現在、第二工区を駅前ブロック（15.0ha）、北ブロック（11.0ha）、西ブロック（19.5ha）の三つのブロックに分け段階的に事業を進めています。

【課題】

◎現在、駅前ブロックの整備を推進していますが、引き続き、権利者との合意形成に努めるとともに、地域実情に則した整備手法の検討についても進める必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①事業の推進	<p>A 第二工区（住宅地区）</p> <p>○昭島都市計画中神土地区画整理事業調査会の答申をもとにした基本計画に基づき、引き続き駅前ブロックの事業を推進します。また、北・西ブロックについては、駅前ブロックの進捗を勘案しながら事業の推進に努めます。</p> <p>B 第三工区（立川基地跡地隣接地区）</p> <p>○第三工区については、現況での環境整備に努めるなかで総合的な検討を進めます。</p>

2) 立川基地跡地利用

【現状と課題】

【現状】

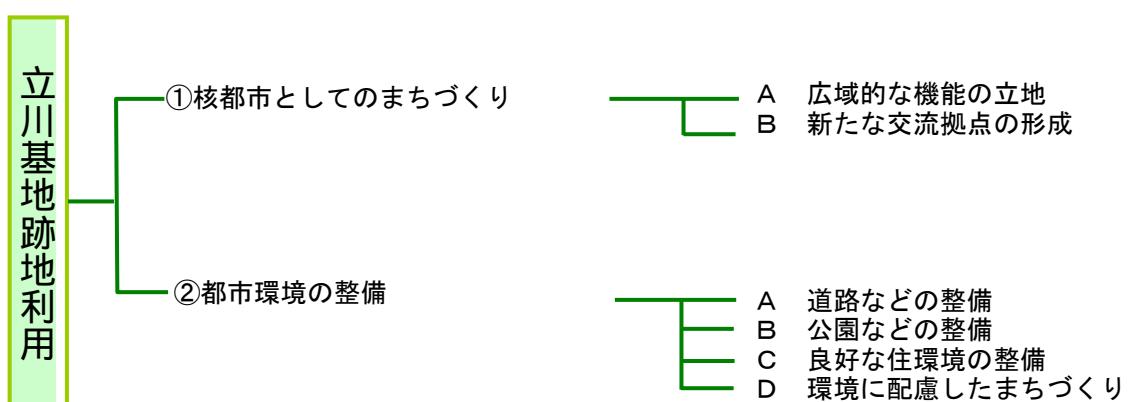
- ◇立川基地は、昭和52年（1977年）に米軍から返還され、防災基地や国営昭和記念公園などに活用されていますが、立川基地跡地昭島地区の約70ha（約8haの立川市域を含む。）は、國の方針に基づき、留保地として現在まで未利用のままとなっています。
- ◇平成15年（2003年）に留保地に関する國の基本方針が「原則利用、計画的有効活用」へと大きく転換され、國から概ね5年以内に実効性のある土地利用計画を策定するよう求められたことを受け、東京都及び立川市との協議会において土地利用計画の検討を進めました。
- ◇平成19年（2007年）9月、國から「国際法務総合センター（仮称）」等の立地について協力の要請があり、昭島市としては、國の要請を受け入れるなか、平成20年（2008年）6月に立川基地跡地昭島地区の昭島市域土地利用計画を策定し、國に提出しました。
- ◇平成21年（2009年）に東京都が策定した「多摩の拠点整備基本計画」では、立川の中心市街地及び立川基地跡地等と一体的な地区形成が可能な区域を核都市「立川」の整備エリアとしており、立川基地跡地昭島地区はその一翼を担っています。

- ◇立川基地跡地昭島地区の昭島市域土地利用計画では、国際的な施設の立地など、核都市にふさわしい広域的な機能や、業務、商業機能の導入を進め、にぎわいと活気にあふれ、環境や景観に配慮された質の高い生活空間の形成を推進するものとしています。

【課題】

- ◎立川基地跡地昭島地区の整備にあたっては、計画的に市街化を進めることとしており、関係機関との積極的な調整に努め、その着実な進行をはかる必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①核都市としてのまちづくり	<p>A 広域的な機能の立地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○核都市にふさわしい広域的な機能や、業務・商業機能の導入を進め、賑わいと活気の創出をはかります。 <p>B 新たな交流拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東中神駅周辺においては、導入する広域的な諸機能と連携する新たな交流拠点として位置づけ、拠点性を高めるための土地利用を推進します。
②都市環境の整備	<p>A 道路などの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路や区画街路などの交通基盤や公共上下水道の整備をはかります。 ○立川基地跡地昭島地区の整備にあわせ、東中神駅の橋上駅舎及び自由通路の整備をはかります。 <p>B 公園などの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園の整備や連続した緑の確保等を行い、水と緑のまちづくりをはかります。 ○整備区域内にある調整池の平常時利用や国営昭和記念公園の連担に配慮した公園の整備について、関係機関に要請していきます。 <p>C 良好な住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する国営昭和記念公園の緑を活用し、環境や景観に配慮した質の高い生活空間の形成をはかります。 ○まちづくりの基本的な考え方を実現するために、地区計画などの適切な都市計画手法の導入を検討します。 <p>D 環境に配慮したまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋上緑化や太陽エネルギー利用など環境に配慮した建築計画の誘導や、浸透性の高い舗装材の使用等、環境に配慮したまちづくりをはかります。

3) 駅前整備

【現状と課題】

【現状】

◇昭島には、JRの東中神駅、中神駅、昭島駅、拝島駅と、西武線の拝島駅があるとともに、JRの西立川駅の一部は昭島市域にあり、西武線の西武立川駅も隣接しています。駅前広場としては、このうち東中神駅の南口、中神駅の北口、昭島駅の北口と南口の整備が完了しており、拝島駅の南口は現在整備中です。

◇拝島駅では南口駅前広場の整備により、多方面からのバスによる交通アクセスが可能になります。

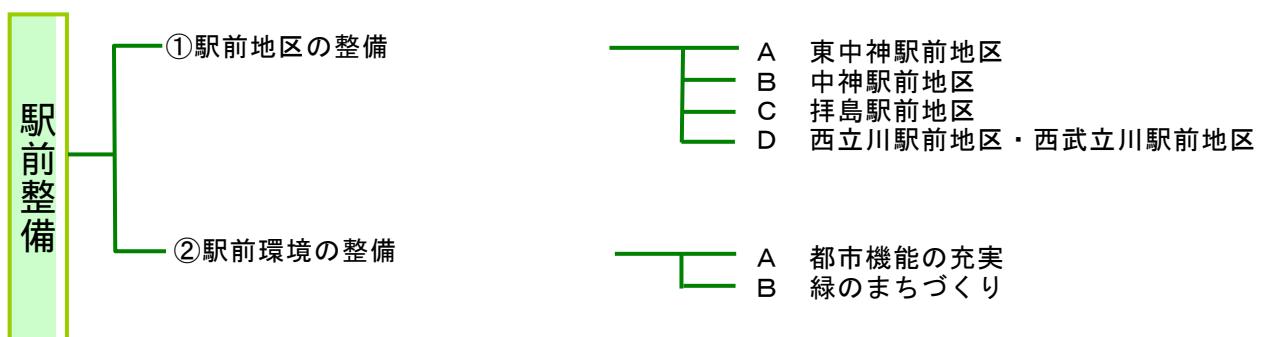
◇未整備の駅前広場のうち、東中神駅の北口は立川基地跡地昭島地区の整備計画を踏まえ、計画的な整備に取り組んでいます。また、中神駅の南口は都道152号線（中神停車場線）の拡幅とあわせ、引き続き、東京都に整備の促進を要請しています。

◇鉄道を挟んで南北に分断されている市街地の連絡性を向上させて、一体的でバランスの取れた駅前整備を進めるため、駅の南北市街地をつなぐ自由通路の整備を進めてきました。現在、未整備の駅は東中神駅のみとなりましたが、駅北側の整備にあわせ、計画的な取組みを進めています。

【課題】

◎駅周辺は、昭島を訪れた人が最初に「あきしま」を感じる場所であるとともに、多くの人が行き交う交流の拠点ともなります。そのため、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰にもやさしく使いやすい場所であるとともに、市民の交流を促すような、多機能で個性的な空間が求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①駅前地区の整備	<p>A 東中神駅前地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駅北側については、「核都市」立川の一翼を担う拠点都市にふさわしい玄関口としての整備の推進をはかります。また、南側の駅前広場は、既に完成し交通機能は充足されていますが、駅北側地域との整合をはかるなかで、再整備について検討します。 ○南北の自由通路の整備と橋上駅舎化については、立川基地跡地昭島地区の開発と連携し、整備の推進をはかります。 <p>B 中神駅前地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駅南側については、都道 152 号線（中神停車場線）の拡幅と都市計画決定されている駅前広場の整備などについて、引き続き、東京都に整備の促進を要請していきます。 <p>C 拝島駅前地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駅南側については、駅前広場や自転車駐車場の整備を早期に完了させ、交通安全の確保と交通混雑の解消に努め、あわせて商業の活性化をはかります。 ○拝島駅南口駅前地区まちづくり協議会を始めとし、まちづくりに関する市民の意見の反映に努め、市道昭島 46 号（昭島都市計画道路 3・4・2 号）や周辺道路の整備を進め、市民との協働によるまちづくりの推進をはかります。 <p>D 西立川駅前地区・西武立川駅前地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○西立川駅南側の駅前広場については、立川市との協議・調整をはかります。 ○西武立川駅南側については、民間の開発事業の動向などを踏まえ、都市基盤の整備と良好な住環境の整備に向け、関係機関との協議・調整をはかります。
②駅前環境の整備	<p>A 都市機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駅を中心として、文化・交流機能や観光機能、情報発信機能、商業機能、公共公益機能など複合機能の導入に努め、都市拠点としての機能の向上に努めます。 ○駅前周辺の自転車駐車場の整備に努め、市民の利便性の向上をはかります。 <p>B 緑のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駅周辺の緑の確保に努め、駅を核とした緑のまちづくりを進めます。 ○駅前広場など駅前地区の整備にあたっては、昭島の特性である水と緑を生かしたまちづくりを進めます。 ○市民との連携と協力により、駅前花壇などを利用した緑化運動の推進をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
中神土地区画整理事業（第二工区 駅前ブロック）の進捗率	道路整備 85.4% 建物移転 77.2% ※1	100%	—
立川基地跡地昭島地区整備事業の進捗率	—		100%
都市計画決定された駅前広場の整備率 整備済数／6（全体数）	67%		83%

※1 区画整理課（平成 21 年度）による。

(3) 住宅

【施策の目指す姿】

安心して住み続けられる質の高い住環境が形成され、誰もがゆとりとうるおいのある生活を実感しています。

【現状と課題】

【現状】

◇昭島市では「住宅マスタープラン」に基づき、昭島の特性を生かした、ゆとりとうるおいのある住宅まちづくりを総合的、計画的に推進しています。

◇平成 20 年（2008 年）に実施された住宅・土地統計調査から、昭島の住宅ストックの状況をみると、住宅総数は 45,870 戸で、このうち持ち家の割合は 48.7%、木造住宅の割合は 45.7%、共同住宅の割合は 58.5%で、そのうちの約半分（50.1%）は平成 2 年（1990 年）以前に建築されています。また、公共賃貸住宅の戸数は 6,462 戸となっています。

◇平成 20 年（2008 年）度の推計によると、市内の住宅のうち必要な耐震性を満たしているものは 12,904 棟・60.3%で、耐震化が必要な住宅は木造で 7,970 棟、非木造で 528 棟となっています。

【課題】

◎地震による被害から市民の生命と財産を守るとともに、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、住宅の耐震化を計画的に進めていくことが必要となっています。

◎市民の居住に対する関心は、住宅単体から居住生活全般に及ぶ住環境へと広がり、安全・安心やユニバーサルデザインの視点に基づいた、安全で便利でやさしい住環境の形成が求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①住宅マスタープランの推進	<p>住宅マスタープランに基づき、昭島の特性を生かした、ゆとりあるおいのある住宅まちづくりを総合的、計画的に推進するとともに、社会状況の変化や市民の居住ニーズに柔軟に対応していくため、適切な時期に住宅マスタープランの見直しをはかります。</p>
②住宅の確保	<p>A 住宅資金融資制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様化し高度化していく市民の居住ニーズに対応し、良質な住宅と良好な住環境の確保に向け、住宅資金融資制度の拡充について、関係機関に要請します。 <p>B 安心して暮らせる住宅の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障害者などが、住みなれた地域社会のなかで、健康で安心して生活を営むことができるよう、ユニバーサルデザインに基づいた住宅の整備やシルバービアの確保などについて、関係機関に要請します。 <p>C 公営住宅地元優先入居枠の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都営住宅など公営住宅の建替事業に際しては、地元優先入居枠の拡大について、関係機関に要請します。
③住環境の整備	<p>A 良好な住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭島の特性を生かし、自然環境と調和した住環境の誘導に努め、緑とオープンスペースを確保し、都市景観に配慮した、うるおいのある住環境の形成に努めます。 ○民間住宅の耐震化に係る診断や改修を支援し、住宅の耐震化を計画的に進めていくとともに、建物の密集や道路未整備の地区の防災対策に努め、災害に強い良好な住環境の確保に努めます。 ○良質なマンションストックの形成に向け、区分所有マンションの維持管理や建て替えに関する相談や情報の提供に努めます。 <p>B 優良な宅地開発への誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宅地開発にあたっては、関係法令や宅地開発等指導要綱に基づき、良好な住宅地の整備と快適な生活空間の確保に向けた誘導に努めます。 <p>C 公営住宅の建て替え</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老朽化などにより建て替えが必要となった公営住宅については、誰もが安心して住み続けられるように、ユニバーサルデザインの視点を大切にするとともに、公園の整備や緑化の促進など地域の生活環境の向上に配慮した建て替えを進めるよう、関係機関に要請します。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
市民の定住意識（昭島に住み 続けたいと思う市民の割合）	74.9% ※1		85.0%
シルバー住宅の戸数	156戸 ※2		180戸

※1 市民意識調査（平成22年1月）による。

※2 都市計画課（平成21年度）による。

(4) 都市景観

【施策の目指す姿】

市民がふるさととしての愛着を持ち、やすらぎとうるおいが感じられる「あきしまらしさ」のあるまちなみが形成されています。

【現状と課題】

【現状】

◇昭島では、恵まれた清流や湧水地などの水辺の環境や、豊かな緑による自然景観が市民生活にうるおいや憩いを与え、長い歴史のなかで築かれてきた街道や社寺などの建造物による歴史的景観がまちの文化的な魅力を高めています。また、道路や公園、商業施設など、都市施設による景観も、まちの景観形成に大きな役割を果たしています。

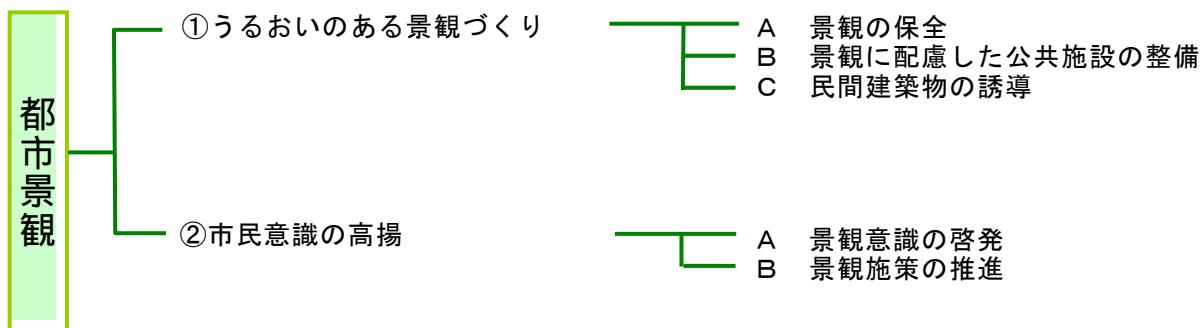
◇平成 22 年（2010 年）に実施した市民意識調査によると、市民が昭島らしいまちなみや景観だと思う場所は、多摩川が 47.6% と最も支持され、次いで国営昭和記念公園、玉川上水、湧き水のあるところ、昭和公園、昭島駅前などの順となっています。

◇昭島市では、市民の参画により魅力ある景観づくりを目指す「景観まちづくり事業」に取り組み、モデル事業「野水堀に沿った水に触れ合う空間づくり」の実施につなげ、あきしまらしい景観の創出に努めました。

【課題】

◎良好な都市景観を形成していくため、市民の意見を反映したきめ細かな景観づくりに取り組み、市民、団体、事業者と連携し一体となってあきしまらしさを特徴づける景観を守り、育て、創出することが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
<p>①うるおいのある景観づくり</p>	<p>A 景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民生活にゆとりとうるおいをもたらす貴重な自然景観については、市民や団体、事業者の協力を得ながら、その計画的な保全に努めます。 ○まちの景観の視点から歴史的文化遺産を再評価し、地域の共通の財産である歴史的景観の保全に努めます。 ○市民や団体、事業者と連携し一体となって、まちの美化運動や緑化運動の推進に努め、地域ぐるみ、市民ぐるみで美しいまちを目指します。 ○あきしまらしさを演出する自然景観や歴史的景観の保全に努め、市民のふるさとへの愛着や誇りを育み、市民がいつまでも住みたいと願えるような、魅力あるまちづくりを進めます。 <p>B 景観に配慮した公共施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共の建築物については、地域の実状に応じ、周辺の景観や環境との調和をはかり、地域のシンボルともなるような整備に努めます。また、整備にあたっては、市民が地域社会に愛着をもてるようなモニュメントの設置なども検討します。 ○道路の整備にあたっては、街路樹や植樹帯の設置に努めるとともに、架空線の地中化についても関係機関と協議し、緑豊かな、快適で魅力ある道路景観づくりを進めます。 ○市民のふれあいの場となる駅前広場や公園などの整備にあたっては機能性だけでなく景観にも配慮し、調和とゆとりのある魅力的な空間の整備に努めます。 <p>C 民間建築物の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間建築物については、市民や事業者の協力を基本として、地区計画制度などを活用し、緑化の推進をはじめ、建築物の高さや色彩感などが周辺のまちなみと調和し、「あきしま」らしい景観が形成されるように誘導していきます。
<p>②市民意識の高揚</p>	<p>A 景観意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観特性を知り、地域の人々によって共に守られ、育んできた魅力的な景観を、地域で共有し、愛着をもって守り育っていくことができるよう、一人ひとりの行動の重要性について啓発に努めます。 ○まちの景観を美しく保つため、市民の景観に対する理解と関心を高め、景観づくりへの協力が得られるように、景観意識の普及啓発に努めます。 <p>B 景観施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区計画制度や宅地開発等指導要綱などの活用により、豊かな自然景観や歴史的景観の保全に努めます。

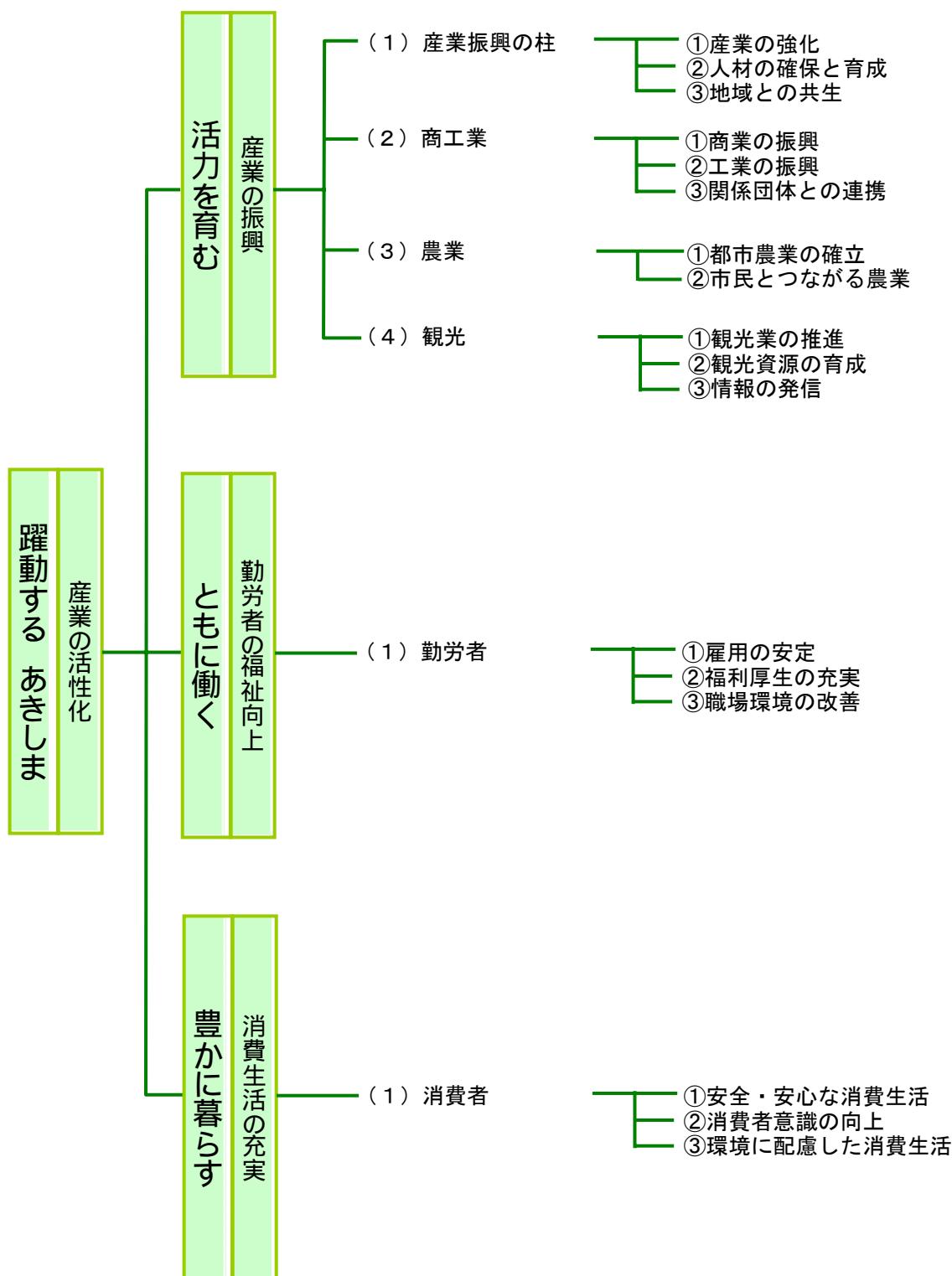
【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
昭島のまちなみを美しいと感じる市民の割合	25.0% ※1		35.0%

※1 市民意識調査（平成 22 年 1 月）による。

第 6 章

躍動する あきしま（産業の活性化）



1 活力を育む（産業の振興）

(1) 振興の骨格

【施策の目指す姿】

地域の産業を担う人材が育ち、あきしまの産業が地域と共生し、力強く展開しています。

【現状と課題】

【現状】

◇昭島の産業を産業分類（3区分）別に見ると、事業所数、従業者数とも第三次産業が多く、事業所数（3,254事業所）で82.9%、従業者数（35,116人）で73.4%を占めています。平成8年（1996年）から平成18年（2006年）の10年間の推移を見ると、第二次産業が事業所数、従業員数ともに減少しており、第三次産業の事業所数は横ばい状況で、従業員数は増減を繰り返しています。※ 事業所・企業統計調査（平成8年、平成11年、平成13年、平成16年、平成18年）による。

◇総合基本計画の策定に関し実施した人口推計では、計画期間の人口は微増傾向にありますか、生産年齢人口（15歳～65歳）は10年間で約3,700人、5%程度の減となり、人口全体に占める割合も減少し60%余りとなります。

◇平成17年（2005年）の国勢調査によると、昭島に居住する就業者数は52,940人で、その約4割（20,716人）が市内で、約6割（32,224人）が市外で就業しています。また、昼間昭島で就業している労働者は46,361人で、そのうち25,645人（55.3%）は市外からの就業者となっています。

◇昭島を含む多摩西部地域は、大型商業施設の立地が進むとともに、JR青梅線沿線を中心として電子機器や輸送用機械器具関連などの製造業が集積しています。また、研究機関や大学の理工系学部なども数多く立地し、平成22年（2010年）には、多摩地域の新たな産業支援拠点となる産業サポートスクエア・TAMA※が、昭島に開設されました。

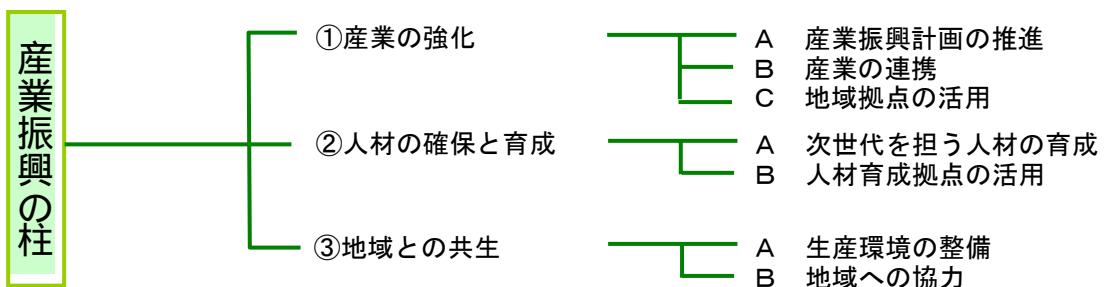
【課題】

◎産業の振興については、これまで産業分類に基づき縦割り的に実施されてきましたが、今後は、産業相互の連携をはかり、産業を包括的にとらえた産業振興の展開が必要となっています。

◎すべての産業の基礎となるのは人材です。これから産業を支える、技能や技術を受け継ぐ人材や地域産業の後継者など、人材の確保と育成が課題となっています。

◎産業は、地域の環境や市民生活と密接に関わっています。消費者の理解や事業所周辺の生活環境などに配慮し、地域社会と共生する視点に立って、経済活動を進めていくことが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①産業の強化	<p>A 産業振興計画の推進</p> <p>○昭島の産業振興の目標と施策を掲げた産業振興計画を着実に推進し、昭島のポテンシャル（可能性）を最大限に生かしていきます。</p> <p>B 産業の連携</p> <p>○昭島の特色を生かした商品の開発や販売に向け、各産業間や関係団体、大学や研究所などとの連携を支援し、地域ブランドの確立をはかります。</p> <p>○事業者間・産業間の連携が進展するように、産業間相互のネットワークの確立や情報の共有化などを支援します。</p> <p>C 地域拠点の活用</p> <p>○多摩地域の新たな産業支援拠点である産業サポートスクエア・TAM A※の活用を促進し、経営や技術、人材育成などの支援をはかり、産業の強化に努めます。</p> <p>○立川基地跡地利用については、核都市にふさわしい広域的な機能の導入と新たな交流拠点の形成をはかり、産業の活性化につなげていきます。</p>
②人材の確保と育成	<p>A 次世代を担う人材の育成</p> <p>○昭島の産業を担う次世代の人材づくりに向け、事業所における技術力の伝承や後継者づくりの支援に努めます。</p> <p>○地域の人材を発掘し、中核的な人材として育成して行くため、事業所と人材のマッチングを支援するとともに、関係機関と連携し、人材育成に関する各種セミナーの開催などに努めます。</p> <p>○中・長期的に人材育成を進める視点から、児童や生徒の事業所見学などを実施し、ものづくりや商売などへの関心を高めていきます。</p>

	<p>B 人材育成拠点の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業サポートスクエア・TAMA[※]において東京都中小企業振興公社や東京都商工会連合会が実施する人材育成支援事業（若手商人の育成に向けた商店街リーダー塾、創業や新規事業の展開に向けた創業・経営革新セミナーなど）を活用し、人材育成による産業の活性化をはかります。 ○産業サポートスクエア・TAMA[※]に整備された多摩職業能力開発センターの活用を促進し、実践的な職業訓練による知識・技術・技能の習得をはかり、次世代を担う人材の育成をはかります。
③地域との共生	<p>A 生産環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業と地域社会の共生をはかり、事業者が安心して事業活動を継続していくける環境の整備に努めます。 ○事業活動に対する市民の理解を深めるため、昭島の産業に対する情報の提供に努め、事業者と市民の交流を促進します。また、学校教育や生涯学習を通して地元産業についての学習機会の充実に努めます。 <p>B 地域への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者の理解と協力により、事業所周辺の生活環境の向上に向けた取組みを促進し、事業所の周辺の安全で快適な市民生活の確保をはかります。 ○事業者の地域イベントへの参加や、施設の地域への開放を促進します。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
事業所数	3,927 事業所 ※1	↗	↗
事業所の従業者数	47,854 人 ※1	↗	↗

※1 事業所・企業統計調査（平成18年）による。

(2) 商工業

【施策の目指す姿】

技術力に根ざしたものづくりが進み、活力とにぎわいにあふれたまちで、市民が豊かで快適に暮らしています。

【現状と課題】

【現状】

■商 業

◇多摩西部地域には 169 万人が居住しており、昭島と昭島を取り囲む八王子市、立川市、日野市、福生市の 5 市だけでも居住者は 100 万人を超えていました。昭島は、居住人口が多い大消費地にあり、都市間・地域間の競争が厳しい側面もありますが、商業にとって有利な立地となっています。

◇昭島の小売店の事業所数は 754 事業所で、その年間販売額は総額で約 1,200 億円、1 事業所あたりで約 1 億 6 千万円となっています。小売店のうち 16 店が大型店（売場面積が 1,000 m²を超える店舗）で、大型店での販売額が小売店の年間販売額の約 35% を占めており、います。

※ 商業統計調査（平成 19 年）による。

◇大型店の立地などにより、地域の商店街では顧客離れと売上高の減少が進み、厳しい経営状況が続いている。昭島には平成 22 年（2010 年）3 月末現在、16 の商店街がありますが、後継者不足などもあり、空き店舗も目立つようになっています。

◇昭島のサービス業（第三次産業のうち卸売・小売業を除いたもの）の事業所数は 2,207 事業所で、その従業員は 24,399 人となっており、事業所数で 56.2%、従業員数で 51.0% を占めていますが、事業所数、従業員数いずれも多摩地区各市の平均を下回っています。

■工 業

◇昭島の製造業は事業所数で 255 事業所、従業員は 9,686 人で、その製造品出荷額は総額で約 3,727 億円、1 事業所あたり約 14 億 6 千万円となっており、1 事業所あたりの製造品出荷額を都内各市で比較すると、額の多い方から 4 番目となっています。^{※1}

◇昭島の製造業を産業分類別に見ると、金属製品（39 事業所）が最も多く、続いて生産用機械（34 事業所）、電気機械（31 事業所）の順となっており、これらの 3 業種が昭島の製造業の約 4 割を占めています。^{※1}

※1 工業統計調査（平成 20 年）による。

◇昭島は、国道 16 号や都道などを利用し、中央自動車道や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）などへのアクセスが容易で、国道 16 号の拝島橋周辺には物流会社の配送センターが集中しており、製造業の生産活動や物流活動に極めて有利な状況となっています。

◇恵まれた産業インフラを生かし、昭島には先端技術に関連した製造業が集積していますが、交通利便性が高いことなどから、撤退した工場跡地には新規の住宅立地が進むなど、工場の操業環境が悪化している状況もうかがえます。

◇昭島の建設業の事業所数は337事業所、従業員数は2,380人となっており、平成8年（1996年）から平成18年（2006年）の10年間で事業所数が84事業所、従業員が1,179人減少しています。また、事業所数と従業員数のいずれも多摩地区各市の平均を下回っています。

※ 事業所・企業統計調査（平成8年、平成18年）による。

【課題】

■商 業

◎高齢化の進展にともない、地域において買い物がしやすい環境の整備が求められています。大型店の進出などにより商店街の経営は厳しさを増していますが、地域に根ざした商業活動を進め、魅力ある商店街の再生をはかる必要があります。

◎昭島では、駅周辺を中心に金融や教育、介護などのサービス業が集積していますが、近隣の立川市や八王子市と比較すると十分とはいえないません。既存の商店街へのサービス業の受入れや、新たなサービス業の起業に向けた支援が必要となっています。

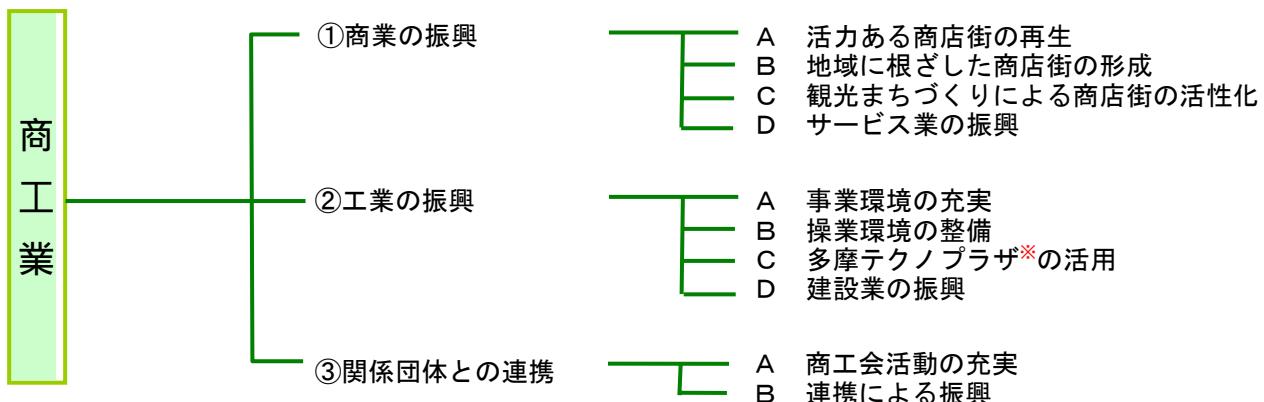
■工 業

◎地域との共存に向け、企業の地域環境や地球環境への配慮に向けた取り組みを促し、工場と住宅が地域で共存していくけるような環境の整備を進め、操業環境の確保をはかることが必要となっています。

◎ものづくり企業の競争力の維持、向上をはかるため、関係機関と連携し、研究開発や製品開発への支援を進める必要があります。

◎建設投資の減少により、厳しい経営環境が続く建設業に対しては、技術力の維持、向上や労働環境の改善に向けた取組みを支援し、足腰の強い建設業の育成をはかる必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①商業の振興	<p>A 活力ある商店街の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者ニーズを的確に取り入れた新商品の開発やイベントの実施、買い物情報の提供などを支援し、活力ある商店街の形成に努めます。 ○若手経営者の育成や新規事業者の開業を支援し、商店街の再生に向けた人材の育成をはかります。 ○商店街の活性化に向け、商店街の連携や共同事業を支援します。 ○大型店との共存共栄に向けた環境の整備を進めるとともに、個性的で特色ある経営により元気な小売店の育成に努めます。 ○関係機関と協力し、ＩＣＴの導入や活用の支援に努め、地域情報化に対応した商店街の活性化をはかります。 <p>B 地域に根ざした商店街の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民が気軽に訪れ、入店し、買い物をして、再び訪れるような、地域に根ざした魅力的な商店街となるよう、買い物がしやすい環境の整備を支援します。 ○市民が集い、交流する商店街づくりを進め、商店街が地域コミュニティの場となり、核となるような環境の整備をはかります。 ○高齢化社会を迎え、身近で必要な商品が手に入る便利で利用しやすい商店街の形成を支援し、市民の利便性の向上をはかります。 <p>C 観光まちづくりによる商店街の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の観光資源の活用をはかり、集客と交流による観光まちづくりを進め、観光とコラボレーションした商店街づくりを進めます。 <p>D サービス業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービス業の活性化に向け、空き店舗の利用など、商店街への受入れを進めるとともに、少子・高齢化の進展などにともなう、生活支援型の新たなコミュニティビジネス※への支援を進めます。
②工業の振興	<p>A 事業環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○青梅線沿線地域産業クラスター協議会※の活用をはかるとともに、企業間の連携を支援し、経営基盤の強化をはかります。 ○技術革新を先導し、次世代のものづくりを担う、昭島のリーディングカンパニー※の育成、支援をはかります。 ○企業懇談会や継続的な訪問調査などの実施により、昭島の企業ニーズや操業環境の把握に努め、効果的な経営・技術指導を進めます。 ○中小企業に対する融資制度の充実をはかるとともに、関係機関と連携し、経営や技術の支援を進め、中小企業の経営環境の充実に努めます。 ○起業者に対する支援をはかり、新たな事業の創出による、産業の活性化をはかります。

	<p>B 操業環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域と企業の共生を進めるため、周辺環境への配慮や施設の緑化、敷地内の緑地の確保などを誘導します。 ○企業の理解と協力を得て、地域のコミュニティ活動への参加や支援など、地域と企業との相互理解と連携を進めます。 ○I S O 14001※など環境管理システムの取得に向けた取組みを支援し、環境配慮事業者ネットワークの活性化に努めます。 <p>C 多摩テクノプラザ※の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業を技術面から支援する多摩テクノプラザの活用を支援し、技術相談や試験委託、高度な試験機器の利用などを進め、製品開発や品質改善、技術課題の解決をはかります。 <p>D 建設業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者が技術力の向上や労働環境の改善に取り組む環境の整備をはかり、増改築や耐震化など建設需要につながる相談の充実に努めるとともに、異業種間の交流や情報交換の場を設定し、新たな事業展開を支援します。
③関係団体との連携	<p>A 商工会活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商工会活動の充実に向けた支援を進め、相談機能の向上や人材育成の促進をはかります。 <p>B 連携による振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国や関係機関との連携を強化し、一体となって商工業の振興をはかります。

[政策指標]

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
昭島の小売店の年間販売額 (百万円)	119,875 ※1		
昭島の製造業の製造品出荷額 (百万円)	372,657 ※2		

※1 商業統計調査（平成 21 年度版）による。

※2 工業統計調査（平成 20 年）による。

(3) 農業

【施策の目指す姿】

都市農地が身近な風景として守られ、市民が農業とふれあい、地域の特性を生かした安全な農産物が生産され、地域で消費されています。

【現状と課題】

【現状】

◇昭島の農業は都市化の進展の中で、農家数、農業人口、経営耕地面積※がいずれも減少を続けています。平成 17 年（2005 年）の農林業センサス※によると、農家数で 88 戸、従事者数で 197 人、経営耕地面積で 51.7ha となっています。また、農業従事者の年齢構成を見ると、60 歳以上の方が 6 割を超えており、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻となっています。

◇都市農地は市民に新鮮で安全な農産物を提供する役割だけでなく、都市部における貴重な緑地空間となっており、また、環境保全や防災などの面で多面的な機能を有していますが、農地を計画的に保全する生産緑地※の面積は減少を続け、平成 22 年（2010 年）1 月では 52.8ha となっています。

◇平成 11 年（1999 年）に農産物の共同販売所「ふれっ旬」が、平成 22 年（2010 年）には JA 東京みどり農産物共同直売店「みどりっ子 3 号店」が開設され、地域の農産物の販売により地産地消※の推進がはかられるとともに、農業生産者と消費者の交流の場となっています。

【課題】

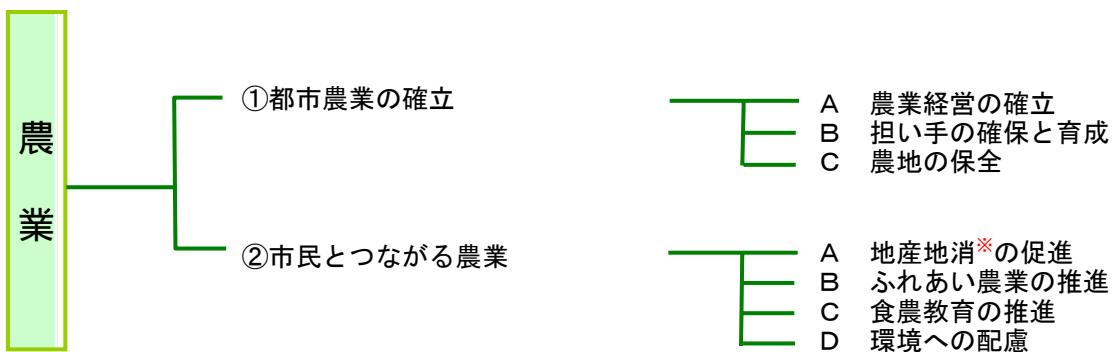
◎大量消費地に立地する利点を生かし、消費者ニーズにあった生産・供給体制を確保し、個性と魅力ある都市農業の確立をはかる必要があります。

◎農業従事者の減少と高齢化が進む中で、農業後継者の確保を進めるとともに、今後の都市農業を支える人材の育成も必要となっています。

◎生産者と消費者の交流を進め、相互理解のもと、新鮮で安全な農業生産物の地産地消※を進めることができます。

◎現在、多面的な機能を果たしている都市農地については、その保全に努めるとともに、市民と協働し、有効な活用を進めることができます。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①都市農業の確立	<p>A 農業経営の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者のニーズを的確にとらえた農業生産品の年間を通して安定供給を支援し、都市農業の経営基盤の強化をはかります。 ○農業生産品の付加価値を高めるため、地域ブランドの育成を支援します。 ○消費者グループや商店街、大型店などとの契約栽培や生産者による直売の促進をはかり、昭島の農業生産品の販路の拡大に努めます。 <p>B 担い手の確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次世代の昭島の農業を担う、意欲ある後継者の確保に向け、認定農業者※の育成に努めるとともに、家族経営協定※の締結を進めます。 ○後継者や新規就農者を経験が豊かな農家に派遣するインターンシップや意欲的な農業者を対象としたセミナーの受講を支援し、都市農業を担う人材の確保と育成をはかります。 <p>C 農地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産緑地制度※や相続税納税猶予制度※の活用をはかり、緑の景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供する都市農地の保全に努めます。 ○防災機能や環境保全機能など都市農地の多面的な機能を有効に活用し、農地を活かしたまちづくりを進めます。
②市民とつながる農業	<p>A 地産地消※の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地産地消を促進し、産地と食卓の交流により生産者と消費者の理解を深め、新鮮で安全な地場農畜産物の消費拡大をはかります。 ○学校給食や昭島の飲食店、食品製造業での地場農畜産物の利用を促進します。

B ふれあい農業の推進

- 市民が農業とふれあう場として、市民農園※の拡充や農業体験教室、農ウォーク※などの推進に努めます。
- 市民の農業への関心を高めていくため、昭島の都市農業に関する情報提供に努めます。

C 食農教育の推進

- 命の源である「食」を支える「農業」への理解を深める、食農教育の推進をはかります。
- 学校給食での地場農畜産物の利用を、食農教育の機会としてとらえ、児童、生徒と生産者のふれあいや、農業体験実地指導などの充実に努めます。
- 幼児から高齢者まで幅広い市民を対象とした、生涯学習としての食農教育の充実に努め、地域の農産物への関心を高めるとともに、食に関する正しい知識の習得を通して市民の健康づくりを推進します。

D 環境への配慮

- 食の安全を確保していくため、持続性のある減農薬や減化学肥料による栽培や有機農業の推進をはかり、安全性の高い農産物の生産に努めます。
- 農業活動で発生する鶏糞、せん定枝などの堆肥化をはかり、循環型の農業を推進します。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
認定農業者※数	34人 ※1	↗	↗
生産緑地※の面積	52.8ha ※2	→	→

※1 産業活性化室（平成21年度）による。

※2 都市計画課（平成22年1月）による。

(4) 観光

【施策の目指す姿】

あきしまらしさを生かした観光まちづくりが進み、多くの人が訪れ、楽しみ、まちのにぎわいにつながっています。

【現状と課題】

【現状】

◇国においては、平成 20 年（2008 年）に観光に関するワンストップ的な窓口として観光庁を設置し、観光立国の実現に向けた様々な施策を展開しています。

◇観光庁の推計によると、平成 20 年（2008 年）度の国民の旅行消費額は 26 兆円を超える、二次的な経済波及効果や雇用効果を含め、その経済効果は極めて大きく、21 世紀のリーディング産業と位置づけられています。

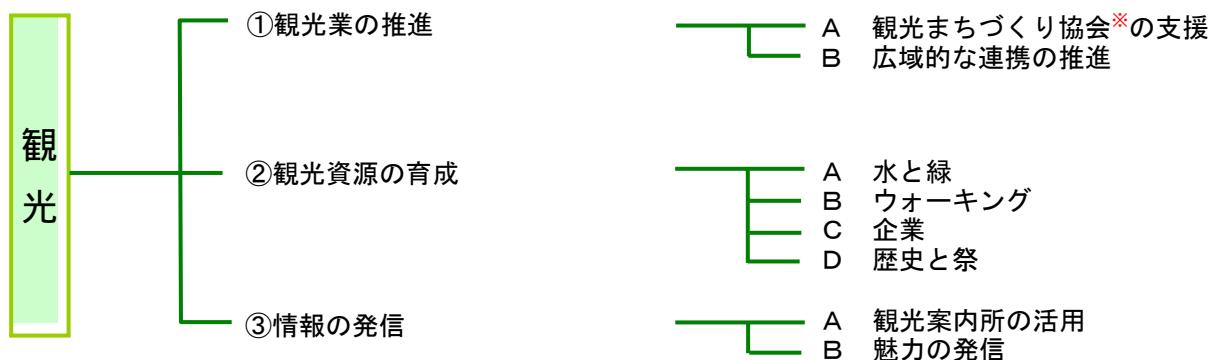
◇昭島市では、集客と交流による観光まちづくりを目指し、企業と市民が連携し、平成 22 年（2010 年）に観光まちづくり協会※を設立し、観光業の振興をはかっています。

【課題】

◎誕生したばかりの観光協会の活動を軌道に乗せ、地域の観光資源を発掘し、市外に広く発信して、観光をまちのにぎわいや地域の活性化につなげていくことが必要です。

◎観光により多くの人に訪れてもらうためには、昭島の観光資源だけではなく、多摩地域の観光拠点と連携し、昭島の立地特性を広域的な視点から生かしていく必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①観光業の推進	<p>A 観光まちづくり協会※の支援</p> <p>○訪れる人の多様なニーズに応えた魅力的な観光を提供し、昭島の観光業の振興をはかるため、引き続き、観光まちづくり協会の活動を支援します。</p> <p>B 広域的な連携の推進</p> <p>○JR青梅線沿線を一体的な観光拠点として位置づけ、関係団体と連携し、広域的な観光の振興をはかります。</p>
②観光資源の育成	<p>A 水と緑</p> <p>○昭島の特性である水と緑は、ベースとなる観光資源です。特に昭島の宝である地下水100パーセントの水道水は、食品や嗜好品などにも活用され、観光資源としてのポテンシャルも高く、その可能性が十分生かされるような環境の整備を進めます。</p> <p>B ウォーキング</p> <p>○昭島の観光スポットを歩いて訪ねることも、体験的な観光資源のひとつとなります。歩くマップの作成や、駅からハイキング※、スタンプラリーの実施など、気軽に参加できる環境の整備を進めます。</p> <p>C 企業</p> <p>○昭島の企業も重要な観光資源となります。昭島の産業の歴史を訪ねたり、企業の特性を生かした体験的なイベントを実施するなど、観光資源として、企業の施設や歴史、技術力などの活用をはかります。</p> <p>D 歴史と祭</p> <p>○昭島の歴史的景観や神社仏閣、祭礼など、従来からの観光資源の活用も大切です。これらの観光資源をしっかりと生かし、新たな視点から活用する観光の実現をはかります。</p>
③情報の発信	<p>A 観光案内所の活用</p> <p>○観光客への情報提供の場としてだけでなく、ショッピング機能やイベントの実施など、観光案内所の多面的な活用を進めます。</p> <p>B 魅力の発信</p> <p>○観光マップやホームページを活用し、昭島の観光の魅力を幅広く的確に発信し、昭島に人が訪れやすい環境の整備をはかります。また、映画やテレビドラマ、コマーシャルなどのロケーションの支援にも積極的に取り組みます。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
昭島市民くじら祭りの参加者数	72,000人 ※1		

※1 昭島市商工会（平成 20 年度）による。平成 21 年度は天候の関係で参加者が少なかったため、平成 20 年度の参加者数を現状値とした。

2 ともにはたらく（勤労者の福祉向上）

（1）勤労者

【施策の目指す姿】

働く意欲のある人が、働きやすい労働環境のもと、働く喜びを実感し、充実した暮らしをおくつています。

【現状と課題】

【現状】

◇厳しい経済状況が続くなか、国の調査によると平成21年（2009年）度の完全失業率※は5.2%となり、前年を1.1ポイント上回りました。また、有効求人倍率※も0.45倍と前年度を0.32ポイント下回り、雇用情勢は厳しさを増しています。

◇すべての人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択・実現できるように、平成19年に国は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章を策定し、その実現に向けた取組を推進しています。

◇経済・産業構造の変化などにより、働き方に関する価値観が多様化し、非正規労働者※の割合は平成21年（2009年）には33.7%となり、また、派遣労働者※数は全国で100万人を超えていま

【課題】

◎勤労者に対する福利厚生制度の充実は、企業側にとっては優秀な人材の確保や定着に役立つとともに、勤労者にとっては労働意欲の向上にもつながります。現在、経済状況が低迷するなかで、企業内の福利厚生は非常に厳しい状況にありますが、これらを充実させ、勤労者の安心感や信頼感を確保していくことが求められています。

◎働く意欲のある人だれもが、その能力を発揮することができるようになることは、地域の活力につながるとともに、社会の担い手となるという観点からも重要です。社会を担う、意欲ある人が安定した職に就き、自立して活躍できる環境の整備が求められています。

◎仕事は、生きがいや喜びをもたらすとともに、日々の暮らしを支えています。また、同時に家事や育児、地域活動なども、暮らしの中では欠かすことができません。少子化が進展するなか、誰もが豊かな生活をおくることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①雇用の安定	<p>A 雇用の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域での雇用確保に向けて、ハローワークなど関係機関と連携し、就労希望者の就職の促進をはかります。 ○国や関係機関と連携し、定年後の継続雇用をはじめ、女性、高齢者、障害者の就労機会の拡大に努め、安心して働く雇用環境の整備を促進します。 <p>B 相談窓口・情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労働問題が多様化しているなかで、相談者のニーズに的確に応えるため、ハローワークや東京都しごとセンター※など関係機関と連携し、その専門性を生かした労働相談の充実に努めます。 ○就労を希望する人が必要な情報を容易に入手することができるよう、地域での相談窓口の開設や、情報提供の充実に努めます。
②福利厚生の充実	<p>A 福利厚生事業の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小事業所で働く方と事業主の福利厚生事業を充実するため、勤労市民共済会※の活動を支援し、組織の強化に努め、勤労者の福利厚生の充実を支援します。 ○地域経済を支えている人々の永年の勤労と技能を称えるため、引き続き、技能功労者※の表彰を実施します。 <p>B 生活資金の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○勤労者・市民の一時的な出費に対する融資制度の活用や関係機関の融資制度の情報提供をはかり、勤労者・市民の生活の安定と向上をはかります。

③職場環境の改善

A ワーク・ライフ・バランスの推進

- ワーク・ライフ・バランスに関する事業者と市民の理解を深め、仕事と生活の調和の取れた働き方を可能とする環境の整備をはかります。
- 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など労働環境の改善をはかり、健康で豊かな生活が確保できる職場環境づくりを進めます。

B 労働環境の維持・改善

- 勤労者の自立と生活の安定が確保されるように、関係機関と連携し、労働環境の整備に努めます。
- 労働環境の変化や勤労者のニーズに対応した情報の提供や講座の開催に努めます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
勤労市民共済会※加入者数	1,957人 ※1		

※1 勤労市民共済会（平成22年3月）による。

3 豊かに暮らす（消費生活の充実）

(1) 消費者

【施策の目指す姿】

消費者が主役となり、地域において安全で安心して豊かな消費生活を営んでいます。

【現状と課題】

【現状】

- ◇食の安全・安心を損なう食品偽装事件や、高齢者を狙った悪質商法など、暮らしを揺るがすような問題が相次いで発生し、市民の不安を招いています。
- ◇国は、消費者行政に対する信頼を回復し、消費者の利益を擁護するため、平成 21 年（2009 年）に消費者庁を設置し、消費者行政の一元化をはかり、消費者が安全で安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策を展開しています。
- ◇昭島市の消費生活相談の受付状況を平成 11 年（1999 年）度から平成 20 年（2008 年）度の 10 年間で見ると、不当請求などの問題により相談が 1,000 件を超えた年もありますが、年間の平均受付件数は約 700 件で、店舗での購入や通信販売、訪問販売に関する相談が全体の 7 割程度を占めています。

【課題】

- ◎消費者庁の設置により、消費者被害などの情報の一元化がはかられましたが、一元化された情報を国と地方で共有し、適切なタイミングで提供されるとともに、必要に応じて容易に入手できる仕組みづくりが求められています。
- ◎持続可能な循環型社会の形成や地球環境の保全などをはかるため、市民や団体と連携し、環境に配慮した消費生活を推進していくことが求められています。
- ◎地域において、消費者行政の充実をはかるためには、消費者団体のみならず、さまざまな関係者、関係団体の参加を促進し、連携を深めることが不可欠です。このような参加や連携の支援に向けた環境の整備が必要となっています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①安全・安心な消費生活	<p>A 情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者事故などに関する情報の収集と提供に努め、消費者の注意を喚起し、消費者事故などの再発や拡大、未然の防止に努めます。 ○情報の提供にあたっては、若年者や高齢者、障害者など、年齢やその特性に十分配慮し、分かりやすい情報提供に努めます。 <p>B 消費者相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商品などに関する各種トラブルが、相談員の専門的なアドバイスにより適切、迅速に解決することができるよう、関係機関と連携し、消費生活相談の充実に努めます。特にトラブルに巻き込まれやすい若年者や高齢者に対する相談業務を充実し、トラブルの未然防止をはかります。 ○消費生活相談室の相談業務の充実をはかるとともに、各種相談業務との連携に努めます。
②消費者意識の向上	<p>A 普及と啓発の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者に対して、商品の安全性や取引上の被害防止など、正しい消費者知識の普及、啓発につとめます。 ○消費者が適切な消費活動ができるよう、各種講座や消費生活展などの充実に努めるとともに、学校や家庭、地域など、さまざまな場で消費生活に関する学習機会の提供をはかります。 <p>B 自主的活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者及び消費者団体の自主的活動の支援をはかるとともに、消費者ルームの利用促進に努めます。 ○地域や家庭などにおける、さまざまな消費生活活動を支援し、消費生活の安定と向上をはかります。

③環境に配慮した消費生活

A 環境に配慮した消費活動の促進

○かけがえのない地球環境を次世代に引きついでいくため、環境に配慮した消費活動についての啓発と学習機会の提供に努め、市民意識の高揚をはかります。

B 資源有効利用の促進

○ごみの減量やリサイクルの推進、節水や節電など、資源の循環やエネルギーの有効利用に関する情報の提供に努めるとともに、市民の自主的な活動を支援します。

○ごみの減量と資源の有効活用に向け、生活用品の交換やフリーマーケットなどの活用をはかり、不用品の再利用を促進します。

【政策指標】

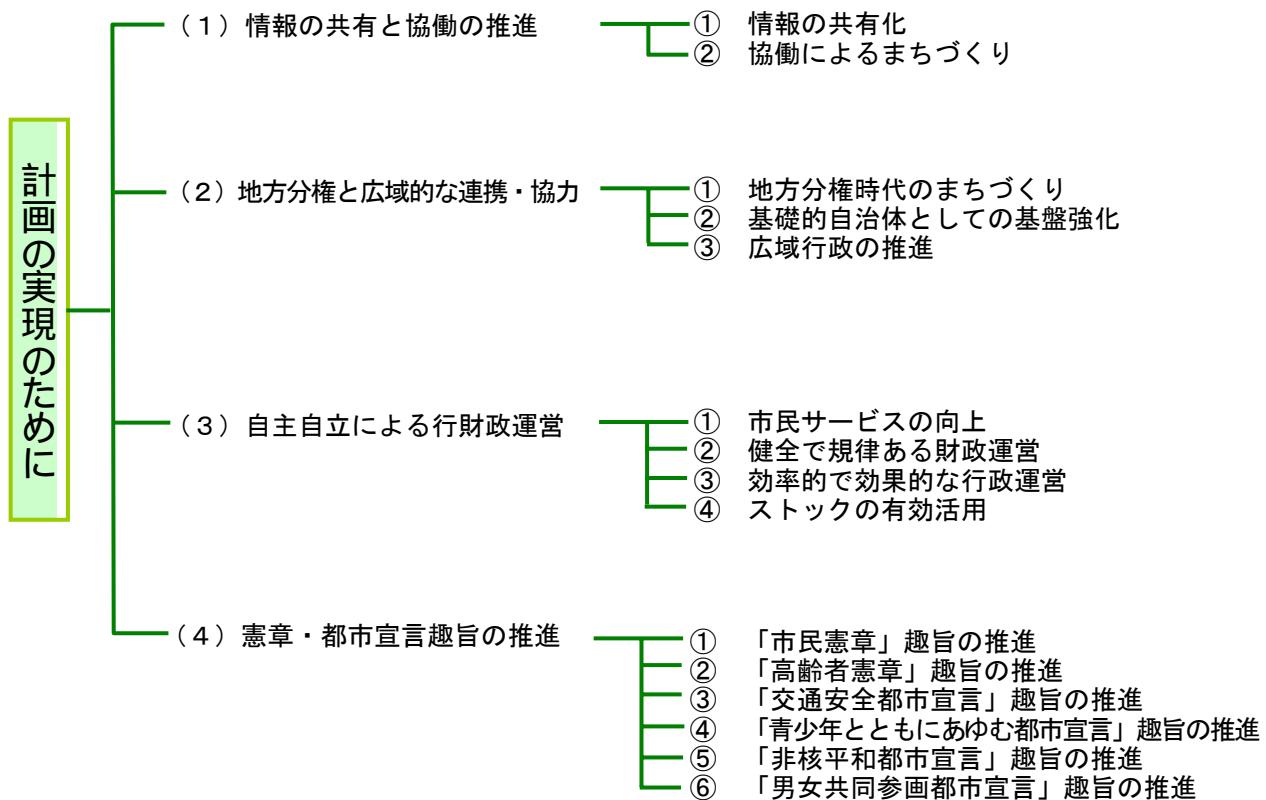
指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
消費生活相談件数	700 件 ※1	➡	➡
クーリングオフ制度※を知っている市民の割合	94.2% ※2	100%	100%

※1 事務報告書（平成 20 年度）による。

※2 市民意識調査（平成 22 年 1 月）による。

第7章

計画の実現のために



(1) 情報の共有と協働の推進

【施策の目指す姿】

市民と行政が情報を共有し、理解しあいながら連携して、共通の目標に向かい、協働によるまちづくりに取り組んでいます。

【現状と課題】

【現状】

- ◇市民が地域のまちづくりに関心を持ち、主体的に参加し行動するためには、市民と行政が情報を共有し、互いに理解し合うことが欠かせなくなっています。
- ◇社会の成熟化にともない、人々の価値観が多様化するなかで、心の豊かさを尊重し、社会に貢献することに关心や意欲を持ち、地域の課題に自主的・自律的に取り組もうとする市民の活動が大きな広がりを見せており、新たな「公共」の担い手として注目されています。
- ◇経済の低迷が続くなか、少子・高齢化の進展や生活スタイルの多様化、地方分権の推進などにより、自治体には新たな行政需要が発生しており、また、多様化し、個別化する地域の課題を行政や市民、地域などが単独で解決していくことは難しくなっています。
- ◇平成 21 年（2009 年）度に実施した市民意識調査では、現在の市政が市民の声を「反映している」と答えた市民の割合は 20.4%、「反映していない」と答えた市民の割合が 21.2%となっており、平成 19 年（2007 年）度の調査と比較すると、「反映している」が 2.1 ポイント、「反映していない」が 4.6 ポイント低くなっています。

【課題】

- ◎少子・高齢化の進展や分権型社会の到来など、社会情勢の変化や市民の価値観の多様化、高度化が進むなか、地域の課題解決をはかるためには、自助、共助、公助を基本としながら、市民や団体、行政がそれぞれの役割と責任を分担し、相互の信頼と理解に立って、共通する目的に向かい協力してまちづくりに取り組む、協働※の推進が欠かせないものとなっています。
- ◎市民と行政が連携し、協働しながらまちづくりを進めていくためには、行政からの一方的な情報提供だけでなく、市民から行政へ、また市民相互の情報発信により情報の共有化をはかり、信頼関係を築いていくとともに、市民参加や市民参画の機会を充実し、多様化していくことが必要となっています。

【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の行政に関する理解を深めるため、様々な機会や媒体による情報の提供に努めるとともに、それらの特性を生かした情報の発信をはかります。 ○市民に親しみやすい広報紙の発行や、ホームページの充実、携帯サイトの活用などにより、市民が必要な情報をタイムリーに取得することができる環境の整備を進めます。 ○ホームページでのアンケートや相談などにより、サービスを受けようとする市民や転入者が必要とする情報の集積に努め、FAQ※の充実や市民サービスの向上につなげていきます。 ○市民意識調査や市長への手紙などにより、市民ニーズの把握に努めるとともに、市政懇談会や市民と接する様々な機会を活用し、できる限り市民の中に入って、市民との対話のなかで、情報の共有をはかります。 ○市民や団体が手軽に情報を発信できるような環境を整備し、市民や団体、行政が相互に情報の交換や、共有をはかれるネットワークの構築を進めます。
②協働※によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○各種審議会への市民委員の採用や、パブリックコメント※、市民ワークショップなどの手法により、市民が行政に参画する機会を充実させ、市民のまちづくりへの意識を高めるとともに、市民の意見が反映されたまちづくりを推進します。 ○協働※によるまちづくりを進め、協働のパートナーである市民や団体、事業者が持つ柔軟性や、迅速性、専門性などの特性を施策に反映させ、市民のニーズにマッチした公共サービスの提供に努め、ゆとりと豊かさを実感できる地域の実現をはかります。 ○新たな事業の立ち上げや既存の事業の見直しにあたっては、より良いサービスを市民に提供できる主体や手法は何かという視点に立ち、協働による取組みの導入について積極的に検討していきます。 ○協働の取組みにあたっては、その担い手となる市民や団体、事業者と行政が対等な関係の下、相互の長所、短所や立場を理解し、お互いを尊重した上で、果たすべき役割や責任分担などを明確にし、その推進をはかります。 ○協働の取組みを効果的に展開するため、協働の担い手相互の情報の共有化とネットワークの整備をはかり、協働の目的や役割、責任分担などについて、対話による合意形成をすすめ、必要に応じ軌道修正にも即応できるような、顔の見える環境の中で、その円滑な推進に努めます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
市政が市民の声を反映していると思う市民の割合	20.4% ※1		
審議会等における公募市民の割合	16.7% ※2		20%

※1 市民意識調査（平成 21 年度）による。

※2 職員課（平成 20 年度）による。

(2) 地方分権と広域的な連携・協力

【施策の目指す姿】

市民とのパートナーシップのもと、分権時代にふさわしい市民本位のまちづくりが展開されるとともに、個性を活かした広域的な交流と連携が進んでいます。

【現状と課題】

【現状】

- ◇地方分権改革推進法※に基づき設置された地方分権改革推進委員会では、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを実現する、住民本意の分権型社会への抜本的な転換をはかり、地方自治体を「地方政府」と呼ぶにふさわしい存在にまで高めることを地方分権改革の究極の目標と位置づけ、政府に対し4つの勧告※と2つの意見※を提出しました。
- ◇国は、地方分権改革を、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換していく地域主権改革※として位置づけ、内閣府に地域主権戦略会議を設置し、地域主権の確立に向け、政府が取り組むべき改革の内容を示す地域主権戦略大綱を取りまとめました。
- ◇地方六団体※は、地域主権戦略大綱の取りまとめに関し、大綱を具体的な日程、目標が盛り込まれた実効性のあるものとすることや、地方税財源の強化や基礎自治体への権限委譲の促進など、具体的に盛り込むべき事項について、政府に対して意見※を提出しています。
- ◇交通網の整備や情報通信手段の急速な発達と普及によって、市民の活動範囲は行政区域を越えて拡大し、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用など広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まってきています。

- ◇昭島市では、岩手県岩泉町や群馬県館林市などと国内交流を進めています。また、消防業務を東京消防庁に委託するとともに、一般廃棄物の最終処分場や火葬場の設置、管理などを一部事務組合で共同して行うなど、行政需要に対応した広域的で総合的な事務処理をはかっています。

【課題】

- ◎地方分権を総合的かつ計画的に推進し、最も身近な地域のことは地域に住む市民が責任を持って決めることのできる、活気に満ちた地域社会の形成をはかり、ゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことができる地域の実現につなげていくことが必要です。
- ◎地方自治体を分権社会にふさわしい「地方政府」として確立していくため、地方自治体の自由度を大幅に高めるとともに、「地方政府」に期待される広範な役割を十分に担っていくため、自治財政権を格段に強化していくことが求められています。
- ◎義務付け・枠付けの見直し※や基礎的自治体※への権限移譲など、地域主権改革※の推進により、地方公共団体の自由度は拡大しますが、それにともない、地方自治体には、自らの責任と判断による、地域の実情にあった適切な施策の展開が求められています。

◎少子・高齢化やグローバル化、高度情報化が進展するとともに、市民の価値観や生活様式の多様化、高度化により、自治体単独では対応しきれない新たな地域課題も顕在化しています。これらに対応するため、広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、より効率的で、質の高い事務処理を進める必要があります。

【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①地方分権時代のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や団体、行政の連携と協力を進め、まちづくりへの参加、参画の機会の充実をはかり、市民の視点、地域の個性、そして地域の判断を生かした、市民本位の、分権型社会にかなったまちづくりを進めます。 ○市民が住んでよかったですと実感できる分権型社会を実現するため、市民の意見を幅広く聴き、お互いの信頼関係を築きながら、市民とともに、地方分権時代にふさわしい協働※のまちづくりを進めます。
②基礎的自治体※としての基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> ○自立した「地方政府」としての自覚を持ち、自らの権限と責任において、コスト意識を徹底し、経営のスリム化と効率化を進め、透明性が高く、規律を持った行財政運営の実現に努めます。 ○人材育成基本方針に基づき、職員研修の充実や効果的な人事管理に努め、分権時代の自治体運営を担う、政策形成能力と行政経営能力の高い、行政のプロとして自律し市民から信頼される職員の育成を進めます。
③広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地方分権の進展や市民の生活圏の拡大、広域的な行政課題への対応に向け、それぞれの自治体の特色や役割などを踏まえ、広域的に取り組むことが効果的な事業については、関連自治体との連携をすすめます。 ○昭島の特色や地域性を活かした広域的な交流と連携をすすめ、お互いの地域の活性化と持続的な発展につなげていきます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
職場外（派遣）研修の参加者数	363 人 ※1		
小学生国内交流事業の参加者数	15 人 ※2		

※1 職員課（平成 21 年度）による。

※2 子ども育成課（平成 22 年度）による。

(3) 自主自立による行財政運営

【施策の目指す姿】

健全で自立した自治体経営のもと、市民とともに進めるまちづくりにより、市民に役立つ満足度の高いサービスが安定して提供されています。

【現状と課題】

【現状】

◇財政状況が深刻さを増すなか、多様化し、高度化する市民ニーズや少子・高齢化の進展、地方分権時代の到来などが新たな行政課題を生み出し、地方自治体を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

◇昭島市では、平成19年（2007年）3月に第三次昭島市中期行財政運営計画を策定し、自治体間競争にも対応できる「個性豊かな自立都市　あきしま」の確立を目指して、行財政改革を推進しています。

【課題】

◎厳しい状況が続くなかで、適切で効率的な市民サービスを将来にわたって継続的に提供していくためには、行財政改革の推進による健全で自立した自治体経営の確立と、市民との協働※によるまちづくりの推進が必要不可欠となっています。

◎まちづくりに対する市民の意識が変化し、多くの市民や団体が地域において、柔軟で機動性が高い活動を広範囲に展開しているなかでは、市民と団体、行政が互いの理解のもと、適切に役割分担をはかり、多くの市民や団体が公共サービスの一翼を担う、市民とともに進めるまちづくりに取り組むことが求められています。

◎厳しい財政状況が継続するなか、多様化し高度化する市民ニーズや、地方分権の進展に的確に対応し、市民の立場に立った行政サービスの向上をはかるためには、さらなる行財政改革の推進により、簡素で効率的な行財政運営を実現する必要があります。

【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①市民サービスの向上	○引き続き、親切・丁寧・迅速・確実をモットーに、市民の立場に立った窓口サービスの向上に努めるとともに、ワンストップサービス※の実現に向けた検討を進めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ○市民に役立つ行政の実現を目指し、幅広く市民の声を聴き、施策の有効性や公平性を市民の立場に立って検討し、昭島の身の丈に合った、トータルとして市民満足度の高いサービスの提供に努めます。 ○ I C T※の活用により、市民ニーズの収集をはかり、より多くの市民の声を反映した行政サービスの向上に努めます。 ○行政情報の積極的な提供により、市民との情報の共有化をはかるとともに、透明性の高い、市民に信頼される行政運営を推進します。 ○個人情報保護対策や情報セキュリティ対策※の徹底に努め、市民にとって安全で安心な行政運営を進めます。 ○総合オmbderson制度※の適切な運用により、市民の権利や利益の擁護に努めるとともに、行政に対する信頼を高め、開かれた行政の一層の推進をはかります。
②健全で規律ある財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ○国が予定している補助金・交付金等の一括交付金化の進展を踏まえ、国や東京都からの交付金等の安定的な確保をはかるとともに、地方分権にともない、「地方政府」に見合った持続可能な地方税体系の確立を求めていきます。 ○引き続き、市税の収納率向上に向けた取組みを進めるとともに、受益者負担の適正化に努め、広い視野から積極的に歳入の確保をはかります。 ○コスト意識に根ざした施策の進行管理と点検を進めるとともに、効率的で効果的な事務の執行をはかり、徹底した経費の削減に取組みます。 ○企業会計の考え方を活用した財務書類の作成、公表により、財務状況を市民に分かりやすく提供するとともに情報の共有化をはかります。 ○優先度や投資効果などを多角的に検討し、市民の視点に立って施策の選択と予算の重点配分を進め、昭島市が進むべき方向性が市民に分かりやすく、メリハリの利いた、健全で規律ある財政運営に努めます。 ○限られた財源の中で、自らの責任と判断により、地域の特性を踏まえた自主的、主体的な財政運営をはかり、適切で効率的な行政サービスの安定的で継続的な提供に努めます。 ○平成 23 年（2011 年）度に、第三次昭島市中期行財政運営計画の計画期間が満了となるため、同計画の検証を踏まえ、新たな中期行財政運営計画の策定をはかり、引き続き、行財政改革の推進に努めます。
③効率的で効果的な行政運営	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や団体、企業などの様々な主体がまちづくりのために活動できる体制を整備し、地域における活動の担い手の育成をはかるとともに、その自主的な活動を支援し、行政が一定の役割を担いつつ、地域の様々な主体がそれぞれの立場で公共サービスを担う環境の整備をはかります。

	<p>○多様化する行政課題に対応するため、計画的な行政運営に向け、課題別の計画策定を進めるとともに、P D C A サイクル※に配慮し、計画の適切な進行管理に努めます。</p> <p>○昭島市が直接実施している事業について、多方面から慎重な検討を加え、真に行政が実施すべきものを除き、民間への委託や市民や団体との協働※、指定管理者制度※の導入などを進め、多様な主体の活用による民間活力の導入をはかります。</p> <p>○多様化し、高度化する市民ニーズに対応するため、市民に分かりやすく機動性と柔軟性を持った、簡素で効率的な組織の確立をはかるとともに、職員間の情報の共有化を進め、庁内の連携・協力体制の強化に努めます。</p> <p>○将来を見据えた計画的な職員数の管理と再任用職員など多様な雇用形態の活用に努めるとともに、地域の実情や職員の能力・努力が反映される給与体系への転換を進めます。</p> <p>○職員の資質の向上を目指し、意識改革、能力開発に向けた取組みを計画的に進めるとともに、職場環境の向上に努め、市民に信頼される、心身ともに健康で健全な職員の育成をはかります。</p>
④ストックの有効活用	<p>○昭島市が保有する施設や設備については、管理に係るコストの最小化と有効活用による効果の最大化に努めるとともに、将来の発展や変化にも柔軟で効率的に対応し、行政運営にとって最適な状態での管理、運営をはかります。</p> <p>○既存の公共施設を有効に活用するため、施設の社会的需要や老朽度、改修時の費用対効果などを総合的に勘案し、廃止や用途変更なども視野に入れ、その計画的な管理を進め、施設の改修や維持管理に要する経費の平準化に努めるとともに、施設の長寿命化やライフサイクルコスト※の低減をはかります。</p> <p>○資産・債務管理の徹底をはかり、有効活用されていない普通財産※や処分が可能な特定公共物※などの売却を進め、歳入の確保に努めます。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
市役所の窓口サービスを普通又はそれ以上と思う市民の割合	74.5% ※1	↗	↗
経常収支比率※	98.1% ※2	↘	↘

※1 市民意識調査（平成 22 年 1 月）による。

※2 財政課（平成 20 年度決算）による。

(4) 憲章・都市宣言趣旨の推進

【施策の目指す姿】

憲章や都市宣言の趣旨を生かしたまちづくりが進められ、あきしまの将来都市像「ともにつくる未来につなぐ 元気都市 あきしま」が実現しています。

【現状と課題】

【現状】

◇昭島市では、市民の誰もが平和のもとで、明るくいきいきと暮らすことができるよう、「市民憲章」と「高齢者憲章」を定め、「交通安全都市」、「青少年とともにあゆむ都市」、「非核平和都市」、「男女共同参画都市」を宣言しています。

【課題】

◎憲章や都市宣言の趣旨を踏まえ、将来都市像の実現に向けて、施策を効率的、効果的に推進していくことが求められています。

【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①「市民憲章」趣旨の推進	○「市民憲章」の趣旨に基づき、快適で文化的で豊かな、誇りあるふるさと昭島を築き発展させていくため、「市民憲章」の実践に努め、みんなが元気でしあわせになれるまちづくりを進めます。
②「高齢者憲章」趣旨の推進	○「高齢者憲章」の趣旨に基づき、高齢者が家庭や地域で敬愛されるとともに、その能力を十分に發揮し、高齢者一人ひとりが明るくいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。
③「交通安全都市宣言」趣旨の推進	○「交通安全都市宣言」の趣旨に基づき、ユニバーサルデザイン※に配慮した交通環境の整備を進め、交通事故を未然に防ぎ、市民が安全で、安心して、快適に暮らせるまちづくりを進めます。
④「青少年とともにあゆむ都市宣言」趣旨の推進	○「青少年とともにあゆむ都市宣言」の趣旨に基づき、青少年の輝かしい未来を開くため、明日の世代を担う青少年が心身ともに健全で、自立し、夢と希望と勇気をもって成長できるまちづくりを進めます。

⑤「非核平和都市宣言」趣旨の推進	○「非核平和都市宣言」の趣旨に基づき、人類共通の願いである恒久平和の実現に向け、核兵器の根絶を願い、平和思想の普及に努め、平和を愛するすべての国の人々とともに、平和の尊さをみつめるまちづくりを進めます。
⑥「男女共同参画都市宣言」趣旨の推進	○「男女共同参画都市宣言」の趣旨に基づき、男女が互いにその人権を尊重し、あらゆる分野で責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現に向け、性別や世代を超えて、一人ひとりがいきいきと輝くまちづくりを進めます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
現在の暮らしに満足している市民の割合	73.3% ※		

※ 市民意識調査（平成22年1月）による。